

# 教育委員会定例会事項書

令和8年5月12日(火)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 安 田 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議 題

|     |    |  |     |
|-----|----|--|-----|
| 議案第 | 3号 | 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業マネジメントシート)について | 公開  |
| 議案第 | 4号 | 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案                            | 公開  |
| 議案第 | 5号 | 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案                              | 非公開 |
| 議案第 | 6号 | 職員の懲戒処分について  | 非公開 |
| 議案第 | 7号 | 三重県社会教育委員の委嘱について                                   | 非公開 |
| 議案第 | 8号 | 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について                           | 非公開 |
| 議案第 | 9号 | 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について                           | 非公開 |

## 4 報 告 題

|    |   |   |    |
|----|---|---|----|
| 報告 | 1 | 「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について  | 公開 |
| 報告 | 2 | 令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について | 公開 |
| 報告 | 3 | 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について                  | 公開 |
| 報告 | 4 | 令和7年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について             | 公開 |
| 報告 | 5 | 令和8年度第76回三重県高等学校総合体育大会の開催について             | 公開 |
| 報告 | 6 | 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について         | 公開 |
| 報告 | 7 | 支払督促に係る訴えの提起の専決処分について                     | 公開 |

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和8年4月21日（火）

開会 9時30分

閉会 9時57分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 長崎教育長、大森委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

議案第1号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

議案第2号 令和8年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 令和8年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



## 議案第3号

### 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について、別紙のとおり提案する。

令和8年5月12日提出

三重県教育委員会教育長 長崎 禎和

#### 提案理由

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



令和7年度教育に関する事務の管理及び  
執行の状況にかかる点検及び評価について

令和8年5月12日

令和7年度事業マネジメントシート（施策）

＜教育委員会主担当施策＞

|        |                     |     |    |
|--------|---------------------|-----|----|
| 施策14-1 | 未来の礎となる力の育成         | ・・・ | 1  |
| 施策14-2 | 未来を創造し社会の担い手となる力の育成 | ・・・ | 6  |
| 施策14-3 | 特別支援教育の推進           | ・・・ | 11 |
| 施策14-4 | いじめや暴力のない学びの場づくり    | ・・・ | 14 |
| 施策14-5 | 誰もが安心して学べる教育の推進     | ・・・ | 18 |
| 施策14-6 | 学びを支える教育環境の整備       | ・・・ | 23 |

＜他部局主担当施策＞

○防災対策部

|       |          |     |    |
|-------|----------|-----|----|
| 施策1-2 | 地域防災力の向上 | ・・・ | 29 |
|-------|----------|-----|----|

○環境生活部

|        |               |     |    |
|--------|---------------|-----|----|
| 施策12-1 | 人権が尊重される社会づくり | ・・・ | 34 |
| 施策16-1 | 文化と生涯学習の振興    | ・・・ | 46 |

○子ども・福祉部

|        |                |     |    |
|--------|----------------|-----|----|
| 施策15-1 | 子どもが豊かに育つ環境づくり | ・・・ | 38 |
| 施策15-2 | 幼児教育・保育の充実     | ・・・ | 43 |

上記のうち、他部局主担当分については、教育委員会所管部分に下線を記しています。



# 施策 14-1 未来の礎となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

## 施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価                                | 評価の理由   |
|-------------------------------------|---|
| B                                   | 「確かな学力」を育むための学習習慣の確立に向けた取組や、「豊かな心」を育むための自己肯定感を涵養する授業づくり・学校づくりに向けたモデル校への校内研修の支援、「健やかな身体」を育むための「体力向上トライアル運動」の取組等を進めました。これらの取組を通じて、2つのKPIはわずかに目標に達しなかったものの、自己肯定感に関する指標は目標を達成しており、「自分も一人の人間として大切にされている」と実感が得られる取組を推進することができました。 |
| 〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕 |   |

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 確かな学力の育成

- ・各市町における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう、各市町教育委員会と市町や学校が注力する取組内容について協議を行いました。
- ・若手教員等の授業力の一層の向上のため、モデル校を指定し(8市町32校)、授業力向上アドバイザーが若手教員等の授業について継続的、重点的な指導・助言を行いました。あわせて、若手教員同士が授業を参観したり、日頃の実践や悩みを交流したりする研修会を開催し、若手教員の意欲の向上を図りました。
- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を64校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を行いました。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みました。
- ・各学校において授業改善の取組が一層充実するよう、市町教育委員会を通じて要請のあった小中学校等へ県の指導主事を派遣し、授業改善の取組を支援、各学校の要望に応じた指導・助言を行いました。
- ・令和7年度第2回みえスタディ・チェックでは、学習指導要領の趣旨をふまえて、授業改善の成果や、児童生徒の学力定着の状況をよりの確に把握できるよう、新聞を作成するなど内容の一層の充実を図りました。
- ・学習習慣の確立に向け、モデル校2校を指定し、学習習慣の確立について専門的知見を有する大学教授等を招聘し、指導・助言を得ながら、学ぶ意義や家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る取組を行いました。あわせて、県内の小・中学校教職員を対象に、取組状況を周知する研修会を開催しました。
- ・少人数学級の取組について、本県独自の小学校1、2年生での30人学級(下限25人)、新たに国を先取りして中学校1年生で35人学級(下限撤廃)、2年生で35人学級(下限25人)の取組を実施し、小学校1年生では92.2%、2年生では91.4%の学級が30人以下となり、中学校1年生では95.0%、2年生では94.0%の学級が35人以下となりました。

## ② 豊かな心の育成

- ・児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、教職員の経験や職種に応じた実践力が高められるよう法定・悉皆研修を実施しました。また、県内の好事例をふまえて受講者同士で協議し、各校での実践につながる研修を実施しました。モデル校支援事業においては、学校単位であったモデル校を、中学校区、地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援を進めることで、教職員の資質・能力の向上に取り組みました。
- ・令和6年に発足した、家庭や学校、地域、企業などが読書活動の推進について連携し、協働する緩やかなネットワークである「本よもうねっとMIE」の会員数は3月末時点で514名となり、企業会員によるブックドライブ(読み終えた本を団体や施設へ寄贈する)といった取組をコーディネートするなど、家庭、地域、学校、企業などが協働し、読書環境を整備する活動を推進しました。また、好きな本の一言コメントやさし絵を募集する「わたしの好きな本大賞」を実施し、「本よもうねっとMIE1周年フェスティバル」で表彰することにより、読書を通じた交流機会を創出しました。
- ・児童生徒が生涯にわたって自発的に読書する習慣を身に付けられるよう、学校図書館の工夫に関するモデル事業を1市で推進し、その成果について小中学校及び高等学校の図書館関係者を対象にした研修会で横展開しました。また、限られた時間の中で少しでも読書に親しむことができるよう、県立学校の生徒たちが読んだ本のコメントをデータとして蓄積する「三重の高校生推し本データベース」の利用校の拡大を進めるとともに、県立図書館と連携し、県立学校で電子書籍が利活用できるよう整備しました。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣の支援を行い、10月にはみえ高文祭を開催しました。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図りました。
- ・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進するため、国事業を活用し、4市町で文化部活動の地域展開の実証事業を行うとともに、市町の担当者を対象とした会議を開催し、優良事例や課題を共有しました。また、文化部活動指導員42人を13市町に配置しました。

## ③ 健やかな身体の育成

- ・体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校等を対象に研修会を開催するとともに、新たな体力向上の取組である「体力向上トライアル運動」を実施し、その成果・課題を県内で共有することで、1学校1運動の活性化を図りました。また、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった生活習慣の課題改善に向けて、生活習慣チェックシートの活用を推進するとともに、希望校へのアスリートの派遣やICTの効果的な活用等により、体育授業の充実に取り組みました。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校へ部活動指導員を配置するとともに、高等学校への運動部活動サポーターを派遣しました。
- ・中学校部活動の地域展開等において、合同部活動や拠点型部活動など、国の実証事業の対象とならない取組を行う市町に対し、指導者の配置等の支援を行うなど、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めました。
- ・熱中症事故防止のため、暑さ指数(WBGT)に基づいた対応を徹底するとともに、各学校における熱中症事故防止の好事例を教科や部活動に係る研修会等で共有しました。さらに、児童生徒が適切な熱中症予防の行動がとれるよう、各学校の熱中症ガイドラインの徹底や、自校の取組を保護者に発信、共有するなど、学校、児童生徒、保護者が一体となった取組を進めました。また、各種大会において、事故のない大会になるよう、運営の改善に係る団体とともに取り組みました。
- ・落雷事故防止については、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報や雷ナウキャストを活用することを周知するとともに、危機管理マニュアル等を徹底し、各学校において児童生徒が安全な行動をとれるように取り組みました。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進しました。12歳児の一人平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進め、歯と口の健康づくりに取り組みました。

・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めました。

・市町担当者等々の機会を活用し、学校給食における地場産物の使用実績や課題を市町教育委員会と情報共有するとともに、学校給食会が主催する学校給食物資委員会で、学校給食での使用に向けた課題等を事業者にフィードバックし、改善点を提案することにより、地場産物の利用増につなげました。特別支援学校の食育において、体験的な学習、地域の生産者等による出前授業等の取組を進めました。

| 2. KPI (重要業績評価指標) の状況                      |                              |                              |                              |                              |                                |                              |            |
|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------|
| KPIの項目                                     |                              |                              |                              |                              |                                | 関連する基本事業                     |            |
| 令和3年度                                      | 4年度                          | 5年度                          | 6年度                          | 7年度                          |                                | 8年度                          | 7年度<br>の評価 |
| 現状値  | 目標値<br>実績値                   | 目標値<br>実績値                   | 目標値<br>実績値                   | 目標値<br>実績値                   | 目標達成<br>状況                     | 目標値<br>実績値                   |            |
| 授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合 |                              |                              |                              |                              |                                | ①                            |            |
| —  | 小学生<br>78.9%<br>中学生<br>84.6% | 小学生<br>79.6%<br>中学生<br>85.3% | 小学生<br>80.3%<br>中学生<br>86.0% | 小学生<br>81.0%<br>中学生<br>86.7% | 小学生<br>97.3%<br>中学生<br>92.4%   | 小学生<br>81.7%<br>中学生<br>87.4% | b          |
| 小学生<br>78.2%<br>中学生<br>83.9%               | 小学生<br>77.6%<br>中学生<br>83.1% | 小学生<br>79.1%<br>中学生<br>81.6% | 小学生<br>81.3%<br>中学生<br>82.4% | 小学生<br>78.8%<br>中学生<br>80.1% | —                              | —                            |            |
| 自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合                    |                              |                              |                              |                              |                                | ①②③                          |            |
| —  | 小学生<br>76.8%<br>中学生<br>78.0% | 小学生<br>77.6%<br>中学生<br>78.5% | 小学生<br>78.4%<br>中学生<br>79.0% | 小学生<br>79.2%<br>中学生<br>79.5% | 小学生<br>107.4%<br>中学生<br>109.2% | 小学生<br>80.0%<br>中学生<br>80.0% | a          |
| 小学生<br>76.0%<br>中学生<br>77.5%               | 小学生<br>77.9%<br>中学生<br>79.7% | 小学生<br>81.9%<br>中学生<br>80.9% | 小学生<br>82.4%<br>中学生<br>83.7% | 小学生<br>85.1%<br>中学生<br>86.8% | —                              | —                            |            |
| 運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合                    |                              |                              |                              |                              |                                | ③                            |            |
| —  | 小学生<br>39.2%<br>中学生<br>77.4% | 小学生<br>40.4%<br>中学生<br>77.6% | 小学生<br>41.6%<br>中学生<br>77.8% | 小学生<br>42.8%<br>中学生<br>78.0% | 小学生<br>83.2%<br>中学生<br>91.5%   | 小学生<br>44.1%<br>中学生<br>78.2% | b          |
| 小学生<br>38.0%<br>中学生<br>77.2%               | 小学生<br>39.3%<br>中学生<br>75.9% | 小学生<br>37.8%<br>中学生<br>72.7% | 小学生<br>38.8%<br>中学生<br>72.9% | 小学生<br>35.6%<br>中学生<br>71.4% | —                              | —                            |            |

### 3. 令和8年度の課題と取組方向

#### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① 確かな学力の育成

- ・若手教員の授業力の一層の向上が求められています。そのため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、若手教員への指導・助言を行うとともに、複数校の若手教員が学校の枠を越えて学び合う研修会を実施します。加えて、新たに、授業力向上アドバイザーを講師とし、県内全体の若手教員等を対象に、授業づくりを中心とした研修会を開催します。
- ・学習習慣の確立に向けて、子ども自身が時間の使い方や学習の計画・進め方を調整できる力が求められています。そのため、自己マネジメント力を育む取組を進めます。また、より多くの学校で取組が進むよう、希望する県内小中学校等に有識者を派遣し、学校のニーズに合わせて、講演会や研修会を開催します。
- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進する必要があります。そのため、推進校を指定し、学力向上アドバイザー等を派遣し、指導体制・方法について指導・助言を行います。
- ・学校において、みえスタディ・チェックをCBTで円滑に実施できることが求められています。そのため、操作性の向上やシステムの安定稼働を図り、より使いやすいシステムを構築します。
- ・各学校における学力向上の取組を組織的・計画的に進める必要があります。そのため、市町や学校が注力する取組の進捗状況について継続的に市町教育委員会と協議を行い、取組の活性化を図ります。
- ・各学校の実態に応じて、授業改善に向けた支援が必要です。そのため、市町教育委員会の要請に基づき、小中学校等へ県の指導主事を派遣し、各学校における授業改善の取組に対して助言を行います。
- ・少人数学級の取組として、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行う必要があります。そのため、本県独自の取組として、引き続き小学校1、2年生での30人学級(下限25人)を実施するとともに、新たに中学校2年生を35人学級(下限撤廃)とし、3年生での35人学級(下限25人)を実施します。引き続き、国に対して、少人数学級編制のさらなる推進を要望します。

#### ② 豊かな心の育成

- ・児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、教職員の経験や職種に応じた実践力を高める必要があります。そのため、法定・悉皆研修や自己肯定感を涵養する教育に向けた専門研修を実施します。モデル校支援事業においては、モデル校等への効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援等を引き続き実施します。また、校内研修等で活用できるよう、モデル校における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成し、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ・子どもたちが自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度を培うには、自ら読書に親しむ機会を増やす必要があります。そのため、県立学校図書館により多くの生徒が訪れて本を読むことにつながるような生徒自らが企画立案する取組を支援します。
- ・多様な子どもたちの読書機会を確保するためには、様々な主体による読書活動に関する環境づくりに向けた取組を、より一層進めていく必要があります。そのため、第五次三重県子ども読書活動推進計画「本よもうねっとプラン」に基づき、読書に関する取組を推進します。なかでも、子どもたちをはじめ多くの県民に読書のすばらしさを感じてもらえるよう、家庭や学校、地域、企業などが読書活動の推進について連携し、協働する緩やかなネットワークである「本よもうねっとMIE」の拡大に取り組みます。
- ・生徒の豊かな感性や情操を育む機会を確保する必要があります。そのため、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣および作品出典の支援を行います。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。
- ・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進する必要があります。そのため、国事業を活用し、市町が行う文化部活動の地域展開の取組に対し財政支援を行うとともに、市町を対象とした会議の開催や市町支援を通じて、地域展開等に向けた優良事例や課題を共有します。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減のため、文化部活動指導員の増員を進めます。

### ③ 健やかな身体の育成

- ・子どもたちの体力向上を促進する必要があります。そのため、体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校等を対象に、令和7年度から取組を始めた「体力向上トライアル運動」にかかる研修会を開催し、各校の実践をサポートするとともに、その成果・課題を県内で共有することで、1学校1運動の活性化を図ります。また、引き続き、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった生活習慣の課題改善に向けて、生活習慣チェックシートの活用を推進するとともに、希望校へのアスリートの派遣やICTの効果的な活用等により、体育授業の充実に向けた取組を進めます。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減を進める必要があります。そのため、引き続き部活動指導員の配置拡充および運動部活動サポーターの派遣を進めます。
- ・中学校部活動の地域展開等の促進が必要です。そのため、合同部活動や拠点型部活動を実施しているなど、国の補助事業の活用が困難な市町に対して、指導者の配置等への支援を行うほか、知見を有するコンサルタントの派遣に要する経費を補助するなど、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めます。
- ・熱中症事故防止については、地球温暖化の進行に伴い、更なる予防対策を進める必要があります。そのため、引き続き、暑さ指数(WBGT)に基づいた対応を徹底し、各学校における熱中症事故防止の好事例の共有を行うとともに、児童生徒が適切な熱中症予防の行動がとれるよう、各学校の熱中症ガイドラインの徹底、各学校の取組を保護者に発信、共有するなど、学校、児童生徒、保護者が一体となった取組を進めます。また、各種大会において、事故のないよう引き続き、各関係団体とともに運営の改善に向けて取り組みます。
- ・落雷事故防止のため、いち早く落雷の可能性を認識することが求められます。このため、事前に天気予報や雷ナウキャストを活用することを周知するとともに、各学校において児童生徒が安全な行動をとれるよう、危機管理マニュアル等を徹底します。
- ・令和10年度に東海4県を中心として、全国高等学校総合体育大会が開催されます。そのため、保健体育課内に令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会を設置し、開催準備を進めます。
- ・多様化する健康課題の解決に向けた取組が必要です。そのため、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の実施を進めます。歯と口の健康づくりとしては、生涯にわたる健康増進に寄与することを目的として、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進めます。
- ・一層複雑化・多様化する現代的健康課題に対応するために、養護教諭に求められる役割も変容・増大しています。そのため、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めます。
- ・地場産品を活用した食育を推進していくことを目的として、児童生徒が地場産品の生産者訪問、給食メニューの考案などの学習活動を行い、実際に給食で食べ、一連の学習について発信していくような体験学習を行います。
- ・保護者負担の軽減を通じた子育て支援の取組が求められています。そのため、給食を実施する公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)を対象として、学校給食費に係る食材費を支援する取組を行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度    | 5年度      | 6年度      | 7年度      | 8年度   |
|--------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 予算額等   | 699      | 756      | 656      | 885      | 5,870 |
| 概算人件費  | 52,753   | 52,369   | 53,404   | 53,678   | —     |
| (配置人員) | (5,928人) | (5,936人) | (5,886人) | (5,903人) | —     |

# 施策14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

## 施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由   |
|------|---|
| B    | <p>新規事業の平和探究学習事業やDX人材育成事業等の取組により、KPIの「国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数」は目標を上回りました。</p> <p>多くの項目で前年に比べ、目標値に近づいてきており、子どもたちが目標を持って学校内外のさまざまな活動に挑戦することをおして、豊かな未来を創っていく力が順調に育まれてきています。</p> |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

令和7年度の主な取組

#### ① キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることができる「キャリア・パスポート」を発達段階に応じて活用するとともに、学校の教育活動全体をとおした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進しました。
- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える高等学校や支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等の専門人材11人を配置し、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行いました。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につけられるよう様々な体験活動を行うとともに、キャリア学習支援員との連携を進め、進路指導も含めたキャリア学習を実施しました。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、関係機関と連携しながら、実習等の機会の充実に取り組みました。
- ・進学希望者が多い普通科高校で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展(3校で実施)を開催するとともに、生徒が県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進しました。

#### ② グローカル教育の推進

- ・高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力を育むため、企業等との協働も取り入れながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流等をとおして生徒の国際的視野を広げるとともに、英語の授業等でAIを効果的に活用した授業モデルの構築や、英

語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みました。

- ・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成するため、教員の指導力向上を図る研修会を開催し、効果的な授業例の共有を行いました。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業を実施しました。
- ・地域企業と連携した郷土教育・キャリア教育について、県内の3市で取組を進めるとともに、実践校の研究発表会を開催し、その成果を県内に横展開しました。

### ③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・多様な考えを持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習に取り組みました。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む教員の研究会である「探究コンソーシアム」を実施しました。また、スーパーサイエンスハイスクール指定校6校の課題研究や普通科高校等の探究的な学習の成果発表の場である「みえ探究フォーラム」を実施しました。
- ・将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、高校生20名を外国人労働者を雇用している県内企業やベトナムに派遣し、そこで働く従業員との意見交換等とおして、多文化共生社会で活躍できる人材の育成をめざす研修を実施しました。
- ・デジタル等成長分野を支える人材を育成するため、DXハイスクール指定校18校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びに取り組みました。
- ・マイスター・ハイスクール事業指定校である福祉系高校4校において、福祉関係団体等と連携した専門的な実習や学習活動を推進し、福祉教育の充実や福祉・介護の専門人材の育成に取り組みました。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、高校3校において、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高める実践研究に取り組みました。

### ④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の学校現場への提供や、指導計画の作成に係る指導・助言を行いました。
- ・平和な社会の形成者として主体的に行動する力を育むため、地理歴史科の科目「歴史総合」では、近現代史を学ぶ中で、戦争に至る歴史的経緯や国民生活への影響を、また公民科の科目「公共」では日本国憲法の平和主義や国際社会における役割などについて、学習に取り組むとともに、指導計画の作成に係る指導・助言を行いました。
- ・高校生が平和の大切さや命の尊さを実感し継承していくため、有識者による戦争と平和に関する講演や大学生を交えた意見交換、イスラエルやパレスチナの同世代の学生等との交流を通じて、平和について考えや理解を深めるワークショップを3回実施し、16校から高校生のべ127名が参加しました。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校5校にて実践的な学習を推進し、モデル校が連携しながら校内外における生徒の自主的な活動の充実に取り組みました。

| 2. KPI (重要業績評価指標) の状況                              |  |  |  |  |  |  |            |
|--|--|--|--|--|--|--|------------|
| KPIの項目   |  |  |  |  |  | 関連する基本事業                                   |            |
| 令和3年度  | 4年度  | 5年度  | 6年度  | 7年度  |  | 8年度  | 7年度の<br>評価 |
| 現状値  | 目標値<br>実績値                                   | 目標値<br>実績値                                   | 目標値<br>実績値                                   | 目標値<br>実績値                                   | 目標達成<br>状況                                   | 目標値<br>実績値                                 |            |
| 目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合                        |  |  |  |  |  | ①②③④                                       |            |
| —  | 小学生<br>94.1%<br>中学生<br>94.8%<br>高校生<br>75.1% | 小学生<br>95.5%<br>中学生<br>96.1%<br>高校生<br>77.1% | 小学生<br>97.0%<br>中学生<br>97.4%<br>高校生<br>79.1% | 小学生<br>98.5%<br>中学生<br>98.7%<br>高校生<br>81.1% | 小学生<br>92.3%<br>中学生<br>92.9%<br>高校生<br>87.3% | 小学生<br>100%<br>中学生<br>100%<br>高校生<br>83.1% | b          |
| 小学生<br>92.7%<br>中学生<br>93.5%<br>高校生<br>73.1%       | 小学生<br>90.9%<br>中学生<br>90.5%<br>高校生<br>70.8% | 小学生<br>90.2%<br>中学生<br>92.0%<br>高校生<br>71.0% | 小学生<br>91.0%<br>中学生<br>91.7%<br>高校生<br>73.5% | 小学生<br>90.9%<br>中学生<br>91.7%<br>高校生<br>70.8% | —  | —  |            |
| 学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている<br>高校生の割合          |  |  |  |  |  | ①  |            |
| —  | 65.0%  | 73.8%  | 91.9%  | 96.0%  | 90.3%  | 100%                                       | b          |
| —  | 83.7%  | 82.8%  | 82.3%  | 86.7%  |  | —  |            |
| 国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子<br>どもたちの人数         |  |  |  |  |  | ②  |            |
| —  | 中学生<br>850人<br>高校生<br>220人                   | 中学生<br>1,040人<br>高校生<br>240人                 | 中学生<br>1,230人<br>高校生<br>260人                 | 中学生<br>2,200人<br>高校生<br>280人                 | 中学生<br>95.0%<br>高校生<br>137.9%                | 中学生<br>2,250人<br>高校生<br>300人               | b          |
| 中学生<br>684人<br>高校生<br>203人                         | 中学生<br>1,321人<br>高校生<br>224人                 | 中学生<br>898人<br>高校生<br>245人                   | 中学生<br>2,191人<br>高校生<br>273人                 | 中学生<br>2,091人<br>高校生<br>386人                 | —  | —  |            |
| 困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合                     |  |  |  |  |  | ③  |            |
| —  | 79.8%  | 80.8%  | 81.8%  | 82.8%  | 97.6%  | 83.8%                                      | b          |
| 78.8%  | 76.9%  | 76.0%  | 79.4%  | 80.8%  |  | —  |            |
| 地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任<br>を果たそうと考える高校生の割合 |  |  |  |  |  | ④  |            |
| —  | 70.1%  | 72.5%  | 74.9%  | 77.3%  | 99.9%  | 79.7%                                      | b          |
| 67.7%  | 65.0%  | 63.9%  | 69.7%  | 77.3%  |  | —  |            |

| 3. 令和8年度の課題と取組方向   |
|--|
| 基本事業名<br>・令和8年度以降に残された課題と対応  |
| ① キャリア教育の推進<br>・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択する<br>必要があります。そのため、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを<br>振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の発達段階に応じた活用を含め、学校の教育活動<br>全体をとおした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進します。 |

- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現が必要です。そのため、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科および総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等を引き続き配置し、働くことや自己の適性への理解を深めることができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行います。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につける必要があります。そのため、様々な体験活動を行うとともに、キャリア学習支援員を活用したキャリア教育を推進します。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるようにする必要があります。そのため、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、実習等の機会の充実に取り組みます。
- ・女子生徒が理数分野への興味を深め、自らの可能性を広げられるよう支援することが求められています。そのため、女子中高生を対象の中心とし、研究機関や企業等を訪問する機会を創出するとともに、女性研究者による講演会等を開催します。また、女子生徒による小学生向けの科学実験講座を開催します。
- ・大学進学者が多い普通科高校において、生徒が地元企業の魅力に目を向け、地域での活躍を視野に入れたキャリア形成を促すことが必要です。これを受けて、学校と地元企業をつなぐコーディネーターを活用した企業展や職場訪問を実施します。また、地元企業が学校の学習活動を支援する協力体制の構築を図ります。

## ② グローカル教育の推進

- ・高等学校では、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育む必要があります。そのため、企業等の支援を得ながら、海外留学や海外職場体験を行うとともに、姉妹校提携による学校間交流やAIを効果的に活用した英語の授業、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- ・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成が必要です。そのため、引き続き教員の指導力向上に係る研修会を開催し、効果的な授業例を共有します。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業の充実を図ります。
- ・地域で活躍する職業人の生き方に触れ、地域の課題に他者と協働して探究する取組を県内へ横展開することで、児童生徒が郷土への愛着を持ちながら自身の進路を主体的に捉え、郷土への誇りと志を持つ次代の三重を担う人材の育成を推進します。

## ③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・「自ら問いを立てる力」「他者とともに価値を創り出す力」を身につけることが求められています。これを受けて、多様な考えを持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習を推進します。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を身につけることが求められています。これを受けて、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校等の探究的な学習の成果の発表の場である「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む教員の研究会の「探究コンソーシアム」を開催します。
- ・高校生が異なる文化や価値観を持つ人々と協働できる力とリーダーシップを身につけることが求められます。これを受けて、外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所、国際協力機関等への訪問や意見交換等の研修により、地域や国際社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。
- ・三重県誕生 150 周年を契機に、生まれ育った三重に対する理解を深めるとともに、愛着や誇りをもって地域社会に貢献しようとする人材の育成が求められています。そのため、三重の歴史や現状を学び、未来について考察する探究的な学習を推進し、その成果を発表する機会を設けます。
- ・デジタル等成長分野を支える人材の育成が求められています。そのため、DXハイスクール指定

校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学習に引き続き取り組みます。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むことが求められています。そのため、引き続き公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の横展開を図るとともに、指導計画の作成に係る指導・助言を行います。
- ・高校生が平和な社会の形成者として主体的に行動する力を育むことが求められています。そのため、引き続き、地理歴史科の科目「歴史総合」において近現代史の中の戦争に至る歴史的経緯や国民生活への影響を、また公民科の科目「公共」において日本国憲法の平和主義や国際社会における役割などについての学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の横展開や指導計画の作成に係る指導・助言を行います。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むことが求められています。そのため、主権者教育モデル校を中心に実践的な学習を推進し好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の取組を支援します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度    | 5年度      | 6年度      | 7年度      | 8年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 予算額等   | 1,417    | 2,381    | 662      | 773      | 837 |
| 概算人件費  | 24,339   | 23,732   | 23,772   | 23,424   | —   |
| (配置人員) | (2,735人) | (2,690人) | (2,620人) | (2,576人) | —   |

## 施策 14-3 特別支援教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

### 施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由  |
|------|--|
| A    | 発達障がい支援等の専門性の向上を図る研修を目標数以上の教職員が受講するとともに、子どもたちが進路希望を実現するための就労支援に取り組むことで、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画につなげることができました。また、小中学校等と特別支援学校間での交流および共同学習を実施することで、障がいの有無に関わらず互いに理解し尊重し合う態度を身につけることができました。 |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用を進めました。高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校への周知を行い、同ファイルの活用を進めました。また、教職員が適切な指導・支援をできるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を実施しました。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町による導入が進むよう協議し、令和7年度から新たに1町が導入、合計11市町で実施しました。
- ・通級による指導について、定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制1校(熊野青藍高等学校紀南校舎)に加えて、令和7年度から新たに全日制課程の白子高等学校においても開始しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があることから、通級による指導を担当する教員を対象として専門家による年間を通じた研修(年間12回実施、各回32名参加)を実施しました。

#### ② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、高等部卒業後に、地域での生活へ円滑に移行できるよう、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めました。多様な働き方支援員等を配置し、実態に応じ、テレワークや短時間就労など、多様で柔軟な働き方が可能な職場を新たに開拓するとともに、希望する生徒を短時間就労につなげました。
- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣しました。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に週2回程度、看護師等が福祉

車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援を実施しました。

- ・県立特別支援学校ポッチャ大会をオンラインで開催しました。大会をとおして、スポーツに親しみ、他校の生徒と競技することで、交流を深めました。
- ・老朽化対策、安全対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めました。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、建築工事を継続して行いました。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築工事を契約し、令和8年4月の着工に向けて取り組みました。西日野にし学園の狭隘化解消等のため、校舎増築などの実現の可能性について検討しました。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、各校の児童生徒数の増加をふまえ、スクールバスを増車(3台)しました。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目  |            |            |            |            |            | 関連する基本事業   |            |  |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| 令和3年度   | 4年度        | 5年度        | 6年度        | 7年度        |            | 8年度        | 7年度<br>の評価 |  |
| 現状値   | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状況 | 目標値<br>実績値 |            |  |
| 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率                         |            |            |            |            |            |            | ①②         |  |
| —   | 100%       | 100%       | 100%       | 100%       | 100%       | 100%       | a          |  |
| 100%  | 100%       | 100%       | 100%       | 100%       |            | —          |            |  |
| 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数                        |            |            |            |            |            |            | ②          |  |
| —   | 600回       | 700回       | 800回       | 900回       | 106.6%     | 1,000回     | a          |  |
| 524回  | 756回       | 846回       | 900回       | 959回       |            | —          |            |  |
| 通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計) |            |            |            |            |            |            | ①          |  |
| —   | 30人        | 60人        | 110人       | 130人       | 160.0%     | 180人       | a          |  |
| 0人  | 50人        | 93人        | 121人       | 153人       |            | —          |            |  |

## 3. 令和8年度の課題と取組方向

### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けられるよう取組を進めていく必要があります。そのため、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用をさらに進めます。また、高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校へのさらなる周知を行い、同ファイルの活用を進めます。あわせて、教職員が適切な指導・支援ができるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を引き続き実施します。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学べる取組が求められます。そのため、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町と協議し、導入市町のさらなる拡大を進めます。
- ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制2校(熊野青藍高等学校紀南校舎、白子高等学校)に加えて、松阪工業高等学校の定時制課程においても通級による指導を開始します。また、他の高等学校においても、自己理解やコミュニケーション力向上を図る必要がある生徒が在籍していることから、通級による指導の拡充に取り組みます。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、小中学校や高等学校の全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高めていく必要があります。そのため、通級による指導を担当する教員を対象として専門家による年間を通じた研修を

実施します。

## ② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できることが求められます。そのため、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育を進めます。企業経験豊かなキャリア教育サポーターを活用し、職場開拓を進めます。また、雇用経済部と連携して、専門的な人材を活用し、テレワークや短時間就労など、多様で柔軟な働き方が可能な職場開拓を行います。加えて、多様な働き方支援員を配置し、子どもの実態に応じ、福祉サービスを活用したテレワークや短時間就労を推進します。
- ・医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減することが求められています。そのため、引き続き担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣します。また、令和8年度からは、週5回、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行えるよう、通学支援事業を拡大します。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しめることが求められています。そのため、引き続き障がい者スポーツの取組を進めます。
- ・老朽化対策、安全対策および施設の狭隘化等に対応する必要があります。そのため、特別支援学校の施設整備を進めます。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、地盤改良工事を実施した上で、建築工事を継続して行います。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築工事を行います。特別支援学校玉城わかば学園は、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎改修工事を行います。西日野にじ学園の狭隘化解消等のため、校舎増築などの実現可能性の検討結果をふまえた対応を行います。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できることが求められます。そのため、各校の児童生徒数の増加をふまえ、スクールバスの増車に取り組みます。また、使用年数の長い車両から計画的に更新を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度    | 5年度      | 6年度      | 7年度      | 8年度    |
|--------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 予算額等   | 2,640    | 2,762    | 1,931    | 3,452    | 11,950 |
| 概算人件費  | 23,805   | 22,488   | 22,755   | 23,861   | —      |
| (配置人員) | (2,675人) | (2,549人) | (2,508人) | (2,624人) | —      |

# 施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

## 施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価      | 評価の理由  |
|-----------|--|
| B<br>(見込) | 弁護士によるいじめ予防授業等や情報モラル教育の推進、いじめ対応情報管理システムの運用等による学校が把握したいじめに迅速・適確に対応する取組の推進が、子どもたちのいじめをなくそうと行動する意識や、学校生活における安心感につながっています。KPIについては、2項目で目標値には至らなかったものの、高い水準を維持していることから、「おおむね順調」としました。 |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にす心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議を年4回開催するとともに、道徳教育アドバイザーを市町教育委員会や学校が開催する研修会等へ派遣し、より効果的な授業づくりや評価に関する助言を行いました。
- ・子どもたちがいじめの問題に対して主体的に行動できるよう、弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、公立小学校においていじめ予防授業を実施しました。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「STOP！いじめ」ポータルサイトによる情報発信を行いました。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を実施しました。また、研修の内容を市町教育委員会にも共有しました。
- ・インターネット上におけるいじめを防止するため、文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなどして、各学校の情報モラル教育を推進しました。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対し、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、16校の応募がありました。応募動画は「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載し、広く県民にいじめ防止の啓発を行いました。

#### ② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的を実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めました。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも

- スクールカウンセラーを配置しました。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行いました。
- ・いじめをはじめとする、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、電話相談や、多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しました。
  - ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施しました。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・県立学校長会議や各校の生徒指導担当者が集まる会議において、県内で発生したいじめの重大事態の調査結果に基づく再発防止策を共有し、各校での取組につなげました。
- ・いじめの内容や対応状況等の情報を学校と市町教育委員会および県教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めました。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について、児童生徒、教職員、保護者等が理解を深めるための動画教材や資料を作成し、子どもの意見表明を支援する環境整備を進めました。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を小中学校6会場、高等学校1会場で実施しました。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案等への効果的な対応策などについて指導・助言しました。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みました。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施しました。専門研修では、いじめを生まない学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施しました。
- ・子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者の連携が円滑に進まない事案等に対し、弁護士等が中立的な立場で合意形成を図る学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)の導入に向けた取組を進めました。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目                |            |            |            |            |            | 関連する基本事業   |            |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 令和3年度                 | 4年度        | 5年度        | 6年度        | 7年度        |            | 8年度        | 7年度の<br>評価 |
| 現状値                   | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状況 | 目標値<br>実績値 |            |
| いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 |            |            |            |            |            | ①          |            |
| —                     | 60.0%      | 70.0%      | 94.0%      | 97.0%      | 90.5%      | 100%       | b          |
| —                     | 88.2%      | 88.5%      | 88.1%      | 87.8%      |            | —          |            |

| 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 |              |              |              |              |              | ①②③④        |     |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| —                     | 小学生<br>96.8% | 小学生<br>97.6% | 小学生<br>98.4% | 小学生<br>99.2% | 小学生<br>95.7% | 小学生<br>100% | b   |
|                       | 中学生<br>98.0% | 中学生<br>98.5% | 中学生<br>99.0% | 中学生<br>99.5% |              | 中学生<br>100% |     |
|                       | 高校生<br>94.0% | 高校生<br>95.5% | 高校生<br>97.0% | 高校生<br>98.5% | 高校生<br>94.1% | 高校生<br>100% |     |
| 小学生<br>95.9%          | 小学生<br>96.0% | 小学生<br>95.9% | 小学生<br>95.1% | 小学生<br>94.9% |              |             |     |
| 中学生<br>97.5%          | 中学生<br>97.2% | 中学生<br>97.7% | 中学生<br>97.4% | 中学生<br>96.7% |              | —           |     |
| 高校生<br>92.4%          | 高校生<br>93.0% | 高校生<br>92.3% | 高校生<br>92.0% | 高校生<br>92.7% |              |             |     |
| いじめの認知件数に対して解消したものの割合 |              |              |              |              |              | ②③④         |     |
| —                     | 100%         | 100%         | 100%         | 100%         | 未確定          | 100%        | 未確定 |
| 94.9%<br>(2年度)        | 92.1%        | 96.3%        | 94.6%        | 未確定          |              | —           |     |

### 3. 令和8年度の課題と取組方向

#### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にする心や、他者への思いやりを育む「考え 議論する道徳」を推進する必要があります。そのため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議を開催するとともに、道徳教育アドバイザーを市町教育委員会や学校が開催する研修会等へ派遣し、より効果的な授業づくりや評価に関する助言を行います。
- ・児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育む必要があります。そのため、弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校においていじめ予防授業を実施します。
- ・社会全体へのいじめ防止の啓発が必要です。そのため、「STOP！いじめ」ポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載します。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして、暴力行為に及ぶことがないようにするための対策が求められています。そのため、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントを含むソーシャルスキルに係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、研修の内容等を市町教育委員会にも共有します。
- ・インターネットを介したいじめ等を防止する必要があります。そのため、文部科学省や警察などの関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなど、各学校で教育活動全体を通じた情報モラル教育が進められるよう支援を行います。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校による、「いじめ防止」をテーマにした動画を募集し、応募動画を「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載します。

#### ② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進める必要があります。そのため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・多様化・複雑化するいじめの問題から子どもたちを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行う必要があります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、引き続き子どもたちが安心して相談できる体制の充実を図ります。
- ・いじめや教職員による性暴力、体罰等、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応する必要があります。そのため、電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を引き続き

実施します。

- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守る必要があります。そのため、ネットパトロールを引き続き実施します。

### ③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進める必要があります。そのため、いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用します。

### ④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者の連携が円滑に進まない事案等に対応する必要があります。そのため、弁護士等が中立的な立場で合意形成を図る学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による学校の代理対応により、学校と保護者の信頼関係を再構築する支援等を行います。
- ・学校が認知したいじめの早期対応と深刻化の防止を進めていく必要があります。そのため、学校に対して支援を行う「いじめ対策専門チーム(仮称)」の令和9年度の設置に向けた準備を進めます。
- ・児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」の理解を深める取組を進める必要があります。そのため、子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学べる動画教材や資料の活用を促進します。
- ・教職員のいじめや暴力への対応力を高める必要があります。そのため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜く必要があります。そのため、引き続き弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えています。そのため、引き続き学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。
- ・多様化・複雑化するいじめ問題への教職員の対応力を高める必要があります。そのため、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施します。専門研修では、いじめを予防する学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度  | 5年度    | 6年度    | 7年度    | 8年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 予算額等   | 405    | 462    | 491    | 527    | 573 |
| 概算人件費  | 5,019  | 4,896  | 5,852  | 5,874  | —   |
| (配置人員) | (564人) | (555人) | (645人) | (646人) | —   |

# 施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

## 施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価      | 評価の理由   |
|-----------|---|
| B<br>(見込) | <p>不登校児童生徒の個々の状況に応じ、学びが継続できるよう多様な支援に取り組みましたが、さらなる支援を進めるため、学校内外の専門機関につなげる取組を引き続き行う必要があります。</p> <p>令和7年度は、県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校としても開校し、不登校児童生徒等への支援を進めることで、社会的自立に向けた力を育むことができました。</p> <p>また、ヘルメット着用率の一層の向上に向けた課題は残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。</p> |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・学校へのスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置時間を拡充(前年比 SC:8.7%増、SSW:4.2%増)し、教育相談体制の充実に取り組みました。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けた支援(9市町19校)に取り組みました。
- ・高校生年代の不登校の子どもたちを支援する県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援やカウンセリング等に取り組みました。
- ・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが市町の教育支援センターに対して助言しました。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を令和7年4月に開校し、学びの多様化学校としても運営しました。また、学校設置及び運営に関する知見を市町等と共有するため、学校見学会を実施するとともに、令和7年度末には学びの多様化学校設置の手引きをまとめ、各市町に周知しました。
- ・フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に対し、利用料の補助を行い、子どもたちが学びを継続できるよう支援しました。
- ・メタバースや遠隔会議システムを活用したオンラインの居場所づくりに取り組みました。
- ・県立高等学校では、長期の欠席により学習に大きな空白ができないよう、1人1台端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる遠隔授業を実施しました。

- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、自己理解を深め他者との関わりを深化させる発展的・応用的なプログラムの作成に取り組みました。
- ・潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につながるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やSSWとの連携方法等についてまとめた活用ガイドブックを作成し、県内公立学校に周知しました。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につながるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施しました(9会場180名参加)。
- ・不登校生徒の学習機会を確保するため、1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行いました(42校で実施)。

## ② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施しました(2月時点で3,313回派遣)。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組に対して、支援を行いました。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒を対象に、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行いました。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナー(3校で実施)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(14校22名参加)を開催しました。
- ・令和7年4月に開校した県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組みました(74人在籍)。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施しました。

## ③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生の自転車乗車時のヘルメット着用推進と事故の未然防止に向けて交通法規を遵守する意識を高めるため、「三重県高校生バイシクルサミット」を開催し、ヘルメット着用を含めた交通安全について生徒同士が意見交換するとともに、各校での生徒の主体的な取組を促進しました。令和7年度の県立高校生のヘルメット着用率は、11.4%となり、調査を開始した令和5年度の4.6%と比較すると6.8ポイント、令和6年度の7.3%と比較すると4.1ポイント上昇しました。
- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、交通安全および防犯に関する知見を持つ学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行いました。
- ・公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組みました。
- ・学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みました。
- ・子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処する方法を学ぶための動画教材を作成し提供することで、各学校における子どもの自死予防の取組を推進しました。
- ・文部科学省が作成した生命(いのち)の安全教育の教材を紹介したり、出前授業を行う専門機関・講師一覧を作成・提供したりするなどして、学校における生命(いのち)の安全教育の取組を支援しました。また、SCやSSWを対象に、性暴力や性被害に関する研修を実施し、子どもや保護者の相談に適切に対応できる体制を整えました。

| 2. KPI (重要業績評価指標) の状況                                 |   |   |  |  |   |  |            |
|---|---|---|--|--|---|--|------------|
| KPIの項目  |   |   |  |  |   | 関連する基本事業                                     |            |
| 令和3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度  | 7年度  |   | 8年度  | 7年度の<br>評価 |
| 現状値   | 目標値<br>実績値                                    | 目標値<br>実績値                                    | 目標値<br>実績値                                   | 目標値<br>実績値                                   | 目標達成<br>状況                                  | 目標値<br>実績値                                   |            |
| 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合                            |   |   |  |  |   | ①  |            |
| —   | 小学生<br>78.3%<br>中学生<br>71.6%<br>高校生<br>62.1%  | 小学生<br>81.0%<br>中学生<br>75.8%<br>高校生<br>64.2%  | 小学生<br>83.7%<br>中学生<br>80.0%<br>高校生<br>66.3% | 小学生<br>86.4%<br>中学生<br>84.3%<br>高校生<br>68.4% | 小学生<br>未確定<br>中学生<br>未確定<br>高校生<br>未確定      | 小学生<br>89.1%<br>中学生<br>88.6%<br>高校生<br>70.5% | 未確定        |
| 小学生<br>72.9%<br>中学生<br>63.2%<br>高校生<br>58.0%<br>(2年度) | 小学生<br>70.9%<br>中学生<br>61.5%<br>高校生<br>49.9%  | 小学生<br>63.5%<br>中学生<br>60.4%<br>高校生<br>49.2%  | 小学生<br>60.1%<br>中学生<br>60.1%<br>高校生<br>46.5% | 未確定  | —   | —  |            |
| 日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合    |   |   |  |  |   | ②  |            |
| —   | 小学校<br>80.0%<br>中学校<br>80.0%<br>高等学校<br>60.0% | 小学校<br>90.0%<br>中学校<br>90.0%<br>高等学校<br>70.0% | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>80.0%  | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>90.0%  | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>96.3% | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>100%   | b          |
| 小学校<br>78.8%<br>中学校<br>74.6%<br>高等学校<br>52.6%         | 小学校<br>79.0%<br>中学校<br>90.9%<br>高等学校<br>62.5% | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>68.8%   | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>82.4%  | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>86.7%  | —   | —  |            |
| 通学路の安全対策が実施された箇所の割合                                   |   |   |  |  |   | ③  |            |
| —   | 97.5%   | 100%  | 100%   | 100%   | 97.4%                                       | 100%   | b          |
| 95.1%   | 97.0%   | 97.4%   | 96.2%  | 97.4%  |   | —  |            |

| 3. 令和8年度の課題と取組方向   |
|--|
| <b>基本事業名</b><br>・令和8年度以降に残された課題と対応   |
| ① 不登校の状況にある児童生徒への支援<br>・不登校児童生徒の学びの継続に向けて、学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習や相談を受けることができるように支援が必要です。そのため、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて取り組むとともに、校内教育支援センター指導員への研修を行います。<br>・高校年代の不登校の状況にある子どもたちの社会的自立を支援していく必要があります。そのため、引き続き、県立教育支援センターにおける支援の充実に取り組めます。<br>・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続する必要があります。そのため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。<br>・誰一人取り残さない教育の実現を目指す必要があります。そのため、学びの多様化学校として |

の機能を有する県立夜間中学「みえ四葉ヶ咲中学校」の安定的な運営を図ります。あわせて、市町による夜間中学校や学びの多様化学校の設置検討への支援や、夜間中学体験教室「まなみえ」の実施を通じた周知・啓発に取り組みます。

- ・学校外で学ぶ子どもたちへの支援が求められています。そのため、引き続きフリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。
- ・不登校の状況にある児童生徒のためのオンラインの居場所づくりが求められています。そのため、メタバースや遠隔会議システムの活用に取り組みます。
- ・長期の欠席により学習に大きな空白ができないように対応する必要があります。そのため、県立高等学校において、1人1台端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を引き続き実施します。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげる必要があります。そのため、「不登校の子どもたちの保護者相談会」を引き続き実施します。
- ・保護者が気兼ねなく不登校に関する相談ができる環境が必要です。そのため、AIチャットを導入し、専門機関へつなげるモデル事業に取り組みます。
- ・不登校生徒の学習機会を確保する必要があります。そのため、引き続き1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行います。

## ② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、引き続き、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図る必要があります。そのため、巡回相談員を増員して日本語指導や適応指導、保護者への支援、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組への支援を行います。
- ・日本語指導が必要な外国人生徒が、地域において社会的自立を果たし、社会の一員として活躍することが求められています。そのため、高等学校では、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及させるとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。

## ③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に対する意識を高める必要があります。そのため、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイクサミット」の開催やヘルメット着用努力義務の校則への記載、教職員を対象とした交通安全講習会の実施などにより、各学校の実践につながる取組を進めます。
- ・子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を推進する必要があります。そのため、学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域の児童生徒が通学路の安全点検や安全マップづくりをしたり、高校生が小中学生に対し交通安全および防犯について講義する出前授業等を行います。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させる必要があります。そのため、小学校および高等学校の教員を対象とした防犯講習会と、中学校教員を対象とした交通安全講習会の実施に向けて取り組みます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生しています。そのため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組みます。
- ・子どもの自死予防に取り組む必要があります。そのため、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処するための方法を学ぶ動画教材を引き続き活用します。
- ・生命(いのち)の安全教育において、子どもや保護者の相談に適切に対応できる体制整備を進める必要があります。そのため、生命(いのち)の安全教育に係る教材や専門機関を紹介するなどして学校における生命(いのち)の安全教育の取組を支援します。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とする性暴力や性被害に関する研修を実施します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度    | 5年度      | 6年度      | 7年度      | 8年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 予算額等   | 223      | 101      | 514      | 166      | 181 |
| 概算人件費  | 14,683   | 14,318   | 15,288   | 14,895   | —   |
| (配置人員) | (1,650人) | (1,623人) | (1,685人) | (1,638人) | —   |

## 施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

### 施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由   |
|------|---|
| B    | KPIのうち、地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合は目標を上回り、地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざした取組を進めることができました。また、課題の改善に向けた学校マネジメントの取組を行っている学校の割合も目標を上回り、教員の悩みや不安感の解消につながる取組を進めることができました。着任2、3年目の教員を対象とした研修、教員採用試験の試験項目見直しなどの改善、潜在的な教員の確保に向けた取組等を進めることで、教職の魅力向上や働き方改革について一定の成果が得られました。また、子どもたちの安全、快適に学べる環境整備のための県立学校施設の計画的な老朽化対策等を着実に進めました。 |

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員等の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等を開催するとともに、各市町が実施する取組に対して支援を行いました。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組、地域学校協働活動に対して支援を行いました。
- ・県立高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き各地域で活性化協議会を開催し、県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めました。鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域では、協議会としての考え方が取りまとめられ、令和10年度に4校を募集停止として地域の高校を再編し、特色化・魅力化を図ることとしました。また、三重県教育改革推進会議に部会を設置して調査研究を実施し、3月に答申「県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について」がありました。
- ・令和7年4月に開校した熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動の充実や開発した教育プログラムの本格実施に取り組みました。

## ② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・経験や職種に応じた教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上を図る研修を実施しました。また、着任2、3年目の教員が、初任期に学んだ基礎・基本をもとに、様々な課題に対する具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感できるよう、オンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みました。
- ・新任校長研修や、2、3年目の管理職等を対象としたトップリーダーマネジメント研修を実施し、時代や社会の変化に対応したマネジメント能力の向上に取り組みました。
- ・児童生徒への性暴力等の根絶に向け、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、教職員が自らの言動を振り返る機会を設けました。また、これまでの高等学校、中学校等に加え、公立小学校及び特別支援学校小学部の5、6年生の児童を対象としたアンケート調査を試行的に実施しました。
- ・他県において児童を盗撮し逮捕される事案が発生したことをうけ、教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いルールの作成など、盗撮防止に向けた対策を9月にとりまとめ、各学校において、盗撮防止に係る点検チェックリスト等を活用した教室等の点検および盗撮等の事案に対する校内体制の整備を行いました。あわせて、公的デジタルカメラの整備や盗撮カメラ探知機の導入を行うとともに、盗撮防止対策にかかる防犯カメラの設置の検討を行いました。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置しました。また、カスハラ防止のための機運醸成を図るため、保護者や地域住民への啓発の一環として、三重県PTA連合会、三重県高等学校PTA連合会と連携して、カスハラ防止のための啓発ポスターを作成し、県立学校及び市町教育委員会に配布し、学校と保護者間のカスハラ問題にかかる共通認識を促しました。さらに、外部からの相談や要望などのへの対応を充実させるため、県立学校に電話通話時の録音機能を導入しました。
- ・教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組みました。また、学校や教職員以外で担うことが可能な業務における専門人材・地域人材の活用等の取組事例を収集するなど、働き方改革に係る効果的な取組について全県的な水平展開を図りました。さらに、令和7年6月の改正給特法に基づき、教育委員会において策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」について、県立学校の教育職員を対象とした計画を策定するとともに、市町等教育委員会における計画策定を支援しました。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めました。また、生成AIを活用した教職員の業務改善の研究等を行い、働き方改革のさらなる推進を通じて教職の魅力向上につなげました。
- ・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数の確保に向けて、試験項目の見直しなど採用試験の改善を図りました。また、潜在的な教員の確保に向けて、教員免許保有者で教職に就いたことがない方等を対象とした「みえの未来の先生」相談会を6会場で開催したほか、新たに移住フェアや転職イベントに出展し、三重県への移住希望者や転職希望者などに対して、教職の魅力をアピールしました。さらに、県内外の大学生や県内高校生を対象とした教職ガイダンス等を行うとともに、教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会を開催しました。

## ③ ICTを活用した教育の推進

- ・学校の場所や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を配信するための「遠隔授業配信センター」の設置や遠隔授業システムを整えました。
- ・1人1台端末を活用して個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、国の教育情報セキュリティの方針を参考に安全安心に端末を利用できる環境を整備し、探究学習等、学校の特色に応じた活用や情報リテラシーを育成する教育の充実に取り組むとともに好事例の提供にも取り組みました。
- ・GIGAスクール構想第2期として、令和7年度に引き続き、県教育委員会と市町等教育委員会の教育長で構成される「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、児童生徒用1人1台端末の令和8年度分の更新を計画的に進めました。また、「三重県1人1台端末利活用方針」事例集の更新や市町に対するアドバイザー派遣、ICT教育実践交流会等の研修会や情報担当指

導主事等研修会等を開催し、ICTの利活用を推進しました。

④ 学校施設の整備

- ・「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組みました。また、熱中症対策の観点から、避難所に指定されている学校3校の体育館へ空調設備の設置を行いました。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需要が増大していることから、必要な整備が円滑に進められるよう、国に対する財政支援制度の拡充の要望や市町等の学校設置者に対する情報提供・助言を行いました。また、体育館の空調整備について、国の交付金等を活用した整備の加速化を働きかけました。

⑤ 私学教育の振興

- ・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(50校)に対して経常的経費等へ助成するとともに、円滑な学校運営に資するよう、情報提供や助言等を行いました。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目  |   |   |   |   |   | 関連する基本事業                                      |            |
|---|---|---|---|---|---|---|------------|
| 令和3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   |   | 8年度   | 7年度の<br>評価 |
| 現状値   | 目標値<br>実績値                                    | 目標値<br>実績値                                    | 目標値<br>実績値                                    | 目標値<br>実績値                                    | 目標達成<br>状況                                    | 目標値<br>実績値                                    |            |
| 地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合                        |   |   |   |   |   | ①   |            |
| —   | 小学校<br>80.0%<br>中学校<br>70.0%                  | 小学校<br>85.0%<br>中学校<br>77.5%                  | 小学校<br>90.0%<br>中学校<br>85.0%                  | 小学校<br>95.0%<br>中学校<br>92.5%                  | 小学校<br>105.3%                                 | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%                    | a          |
| 小学校<br>71.6%<br>中学校<br>56.4%                      | 小学校<br>75.4%<br>中学校<br>59.5%                  | 小学校<br>81.2%<br>中学校<br>64.2%                  | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%                    | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%                    | 中学校<br>108.1%                                 | —   |            |
| 研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合           |   |   |   |   |   | ②   |            |
| —   | 52.0%   | 54.0%   | 56.0%   | 58.0%   | 100.5%  | 60.0%   | a          |
| 49.2%   | 51.2%   | 52.5%   | 52.0%   | 58.3%   |   | —   |            |
| リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 |   |   |   |   |   | ②   |            |
| —   | —   | 小学校<br>46.0%<br>中学校<br>49.0%<br>県立学校<br>38.0% | 小学校<br>47.0%<br>中学校<br>50.0%<br>県立学校<br>39.0% | 小学校<br>73.0%<br>中学校<br>76.0%<br>県立学校<br>59.0% | 小学校<br>98.5%<br>中学校<br>87.4%<br>県立学校<br>97.8% | 小学校<br>74.0%<br>中学校<br>77.0%<br>県立学校<br>60.0% | b          |
| —   | 小学校<br>44.6%<br>中学校<br>47.7%<br>県立学校<br>36.3% | 小学校<br>43.5%<br>中学校<br>39.4%<br>県立学校<br>40.0% | 小学校<br>72.1%<br>中学校<br>75.7%<br>県立学校<br>58.6% | 小学校<br>71.9%<br>中学校<br>66.4%<br>県立学校<br>57.7% | —   | —   |            |

|                                     |       |       |       |       |        |       |   |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|---|
| 1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合          |       |       |       |       |        | ②     |   |
| —                                   | 59.0% | 61.0% | 63.0% | 65.0% | 96.1%  | 67.0% | b |
| —                                   | 43.1% | 52.5% | 62.0% | 62.5% |        | —     |   |
| 1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合          |       |       |       |       |        | ③     |   |
| —                                   | 82.4% | 86.8% | 91.2% | 95.6% | 90.6%  | 100%  | b |
| 77.9%                               | 81.8% | 83.6% | 86.0% | 86.6% |        | —     |   |
| 新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数 |       |       |       |       |        | ⑤     |   |
| —                                   | 95件   | 100件  | 105件  | 110件  | 110.9% | 115件  | a |
| 90件                                 | 109件  | 111件  | 117件  | 122件  |        | —     |   |

### 3. 令和8年度の課題と取組方向

#### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・学校・家庭・地域が一体となった教育をより一層推進する必要があります。そのため、市町が行うコミュニティ・スクールの導入や充実、地域学校協働に対して支援を行うとともに、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を行います。
- ・今後、中学校卒業業者数の減少が加速していきます。そのため、北勢(桑名・四日市)地域にも新たに活性化協議会を設置し、各地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。また、現行の「県立高等学校活性化計画」が令和8年度末で終了することから、次期計画の策定に向けて、三重県教育改革推進会議において審議を行います。
- ・国の高校教育改革の構想(ネクストハイスクール構想)に基づき、今後の社会課題に対応し、これからの時代を担う人材を育成することが求められています。これを受けて、基金を造成し、その基金を活用して、アドバンスト・エッセンシャルワーカーや理数系人材を育成するための高校教育に取り組みます。
- ・普通科高校の特色化・魅力化を進める必要があります。そのため、県立高校でパイロット校2校を指定し、大学や地域企業と連携した高度な探究学習プログラムの研究・開発を行うとともに、その成果を他校へ横展開します。
- ・生徒の様々なニーズに対応し、多様な学びを提供することが求められています。これを受けて、パイロット校3校を指定し、柔軟な単位認定システムや教育プログラムの研究・開発に取り組み、これまでの全日制・定時制・通信制の枠組みにとらわれない新しいタイプの高校である「みえ版フレキシブル高校」について、令和9年4月からの運用開始に向けて準備を進めます。
- ・令和7年4月に開校した熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していく必要があります。そのため、2校舎が一体となった活動に対して、引き続き支援を行います。

#### ② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・学校を取り巻く状況や、複雑化・多様化する教育課題に対応できるよう教職員の資質向上が求められています。そのため、経験や職種に応じた教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、専門的指導力の向上を図る研修を引き続き実施します。また、不安や悩みを抱える若手教職員の支援と育成に向け、さまざまな教育課題に対応したり、教職の魅力ややりがいを実感したりできるよう、新たに校内研修の手引き、オンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みます。
- ・時代や社会の変化に対応できるマネジメント能力の育成が求められています。これに対応するため、これまでの管理職等を対象とした研修に加え、新たにミドルリーダーのマネジメント能力の向上を図る研修を実施します。
- ・教職員の不祥事や不適切な事務処理を未然に防ぎ、教職員の服務規律の確保を徹底する必

要があります。そのため、県立学校や市町等教育委員会に対して注意喚起を粘り強く行います。児童生徒への性暴力等の根絶のため、公立小学校及び特別支援学校小学部の5,6年生の児童を対象に含め、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントのアンケート調査を実施し、教職員が自らの言動を振り返る機会を設けます。また、新たに研修資料を作成し、全ての教職員を対象に研修を行うなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

- ・防犯カメラの設置については、引き続き、県立学校と話し合いを進めつつ、各学校の実情をふまえたうえで、慎重に検討を続けます。
- ・学校だけでは解決が難しい事案に対する支援が求められています。そのため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置します。市町や学校に対しての巡回相談や研修会等の実施も行います。また、令和8年度中に県条例「三重県カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」が制定される予定であることから、この機会を生かした有効な対策を検討していきます。
- ・教職員の長時間労働の解消に向けて、学校における働き方改革をさらに推進する必要があります。そのため、引き続きスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組みます。また、学校や教職員以外で担うことが可能な業務における専門人材・地域人材の活用等の取組事例を収集し働き方改革に係る効果的な取組について全県的な水平展開を図ります。さらに、県教育委員会において策定した「実施計画」に基づき、県立学校の教育職員に関する業務量管理や健康確保に向けた取組を推進します。あわせて、市町教育委員会に対しても、それぞれの実施計画に基づき地域や学校の実情に応じた取組が着実に進むよう、必要な助言や情報共有を行います。
- ・教職員の業務効率化を図り、教職の魅力向上につなげていく必要があります。そのため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を引き続き進めます。
- ・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数を確保する必要があります。そのため、元教員の再採用に係る特別選考や、大学3年生等を対象とした特別選考の受験校種・教科の拡大、高等学校教諭「工業」における教員免許状の保有を要件としない特別選考等を実施します。あわせて、SNS等を活用した情報発信、ガイダンスや説明会による教職の魅力発信を進めます。また、潜在的な教員を確保するため、引き続き、「みえの未来の先生」相談会を開催するなど、教員免許保有者への積極的な働きかけ等を進めます。

### ③ ICTを活用した教育の推進

- ・学校の場合や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できる環境の整備が必要です。そのため、「遠隔授業配信センター」から多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を試行的に配信し、令和9年度からの本格的な運営に向けた準備を進めます。
- ・1人1台端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを充実させる必要があります。そのため県立高校では、引き続き国の教育情報セキュリティの方針を参考に安全安心に端末を利用できる環境を整え、探究学習での活用や情報リテラシーを育成する教育の充実を推進するとともに好事例の提供にも取り組み、各校の特色や生徒の実態に応じた活用を推進します。
- ・公立小中学校では、GIGAスクール構想の実現をめざしています。そのため、引き続き、県教育委員会と市町等教育委員会の教育長で構成する「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、令和9年度分の児童生徒用1人1台端末の更新やシステムの共通化について協議を行います。また、先進校視察や市町等協議会の実施等を通じて、1人1台端末の利活用の推進に向けた取組を進めます。

### ④ 学校施設の整備

- ・県立学校の老朽化に対する必要な対策や施設整備を計画的に進める必要があります。そのため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化対策を進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組みます。また、熱中症対策の観点から、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の設置をさらに進めていきます。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需

要が増大しています。そのため、必要な整備が円滑に進められるよう、引き続き国に対する財政支援制度の拡充の要望や市町等の学校設置者に対する情報提供・助言を行います。また、体育館の空調整備について、国の交付金等を活用した整備の加速化を働きかけていきます。

⑤ 私学教育の振興

・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、児童生徒の安全・安心な学びと個性豊かで多様な教育が一層拡充されることが必要です。そのため、引き続き、経常的経費等への助成や若者の県内定着につながるキャリア教育等の特色ある取組への支援等を行うとともに、円滑な学校運営に資するよう、情報提供や助言等を行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度    | 5年度      | 6年度      | 7年度      | 8年度    |
|--------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 予算額等   | 12,408   | 13,449   | 16,050   | 18,141   | 23,042 |
| 概算人件費  | 10,750   | 10,481   | 10,498   | 9,603    | —      |
| (配置人員) | (1,208人) | (1,188人) | (1,157人) | (1,056人) | —      |

## 施策 1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

### 施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由  |
|------|--|
| A    | <p>切迫性が高まっている南海トラフ地震や全国で激甚化、頻発化している風水害に備え、新たな南海トラフ地震被害想定を作成し一部を公表するとともに、市町によるスフィア基準をふまえた避難所の環境改善を支援しました。あわせて、津波避難施設等の老朽化対策を含めた整備や、避難訓練、災害ボランティア受入れ体制整備といった市町の取組を支援するとともに、防災アプリ「みえ防災ナビ」において目が見えない、見えにくい方に対して防災情報を届けるサービスを提供することなどにより、避難を必要とする方が適切に避難できる地域づくりが進みました。</p> <p>また、風水害や地震をテーマにしたシンポジウムの開催や、みえ防災・減災センターにおける防災人材の育成、避難所運営の課題を解決するための市町職員等と専門家との意見交換、学校におけるさまざまな防災教育を実施することにより、日ごろからの災害への備えを促進しました。</p> |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 災害に強い地域づくり

- ・「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、新たな南海トラフ地震被害想定の実現に取り組み、令和8年3月30日に一部を公表しました。また、南海トラフ地震特有の課題への対策を示す、南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」や、南海トラフ地震対策に特化した計画について検討を進めました。
- ・地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、風水害や地震・津波対策に関するシンポジウムの開催など啓発活動の充実に取り組みました。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携し、能登半島地震や奥能登豪雨の支援活動を通じて得た気づきをふまえ、避難所運営の実践的な内容を盛り込んだ自主防災組織リーダー研修・交流会を県内3か所で開催し、避難所運営ができる地域人材を育成しました。
- ・県内の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざして、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、サポーターが地域で行う防災活動に対して支援しました。
- ・災害対応のマネジメント技術を身に付け、県や市町の災害対策本部において発災直後から先を見据えた災害対応を企画・立案することができる職員を育成するため、新たに「みえ防災人材アカデミー」を「みえ防災・減災センター」内に立ち上げ、県・市町職員を対象とした実践的な研修を実施しました。

## ② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・令和7年8月5日に開催した「三重県南海トラフ地震対策検討会議」における意見をふまえ、津波災害警戒区域の指定基準を決定しました。また、新たな南海トラフ地震被害想定をもとに、津波災害警戒区域(案)を策定するため、市町と調整を行いました。
- ・能登半島地震や奥能登豪雨で明らかになった課題の解決に向け、令和7年度に新たに「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設し、市町が策定した計画に基づく避難所の環境改善や孤立地域対策の取組について支援しました。また、避難所運営の課題を解決するために市町職員等と専門家との意見交換を実施しました。
- ・市町による津波避難タワー等の津波避難施設の整備の取組や、耐震シェルター設置助成制度の取組について引き続き支援しました。津波避難施設の整備については、新たに既存の施設の老朽化対策への支援も実施しています。
- ・県民の皆さんの適切な避難行動を促進する防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用し、防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信するとともに、アプリの普及促進に取り組みました。また、目が見えない、見えにくい方に対して防災情報を届けるサービス「耳で聴くハザードマップ」の提供を令和7年6月に開始しました。
- ・県防災技術指導員を派遣し、避難訓練など市町による夜間避難対策の取組を支援しました。
- ・市町が実施する避難行動要支援者の避難対策について支援するとともに、被災者一人ひとりに寄り添い、自立・再建に向けた支援を行う災害ケースマネジメントを促進するための指針を策定し、市町に周知しました。
- ・避難所の良好な生活環境の確保に向けて、県内指定避難所の実態調査を実施しました。また、災害関連死を防ぐための避難対策として、能登半島地震でのホテル、旅館等への2次避難に関する国の検証結果をふまえ、域外市町等への広域避難のあり方について検討を進めました。
- ・国が令和7年8月に公表した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」をふまえ、県民向けの啓発チラシを作成するとともに、防災イベント等において、臨時情報が発表された際に取りべき行動などについて啓発を行いました。また、県HPの南海トラフ地震臨時情報のページに「日頃からの備え」や「臨時情報の発表に伴う特別な備え」を具体的に記載しました。さらに、12月には、沿岸19市町と臨時情報に関する認知度の向上を図るための啓発方法について意見交換を行いました。
- ・災害対策本部における情報収集や県民への情報提供を行う防災情報プラットフォームの更新を進めました。

## ③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、市町、市町社協、NPO 等が発災時に協働して円滑に支援活動ができるよう、連携強化に向けた研修会等を開催し、市町における災害ボランティアの受入れ体制の整備に係る支援を進めました。(研修会等実施:2回)
- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画するとともに、全国域で活動する災害支援NPO によるワークショップ等を開催し、MVSC のコーディネート機能強化に取り組みました。(ワークショップ等実施:3回)
- ・令和7年9月12日の大雨による被害を受け、MVSC を立ち上げて四日市市災害ボランティアセンターにメンバーを派遣し、その運営に対する助言等を行いました。

## ④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進しました。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組みました。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図りました。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるととも

に、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組みました。

| 2. KPI（重要業績評価指標）の状況            |            |            |            |            |            |            |        |
|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| KPIの項目                         |            |            |            |            |            | 関連する基本事業   |        |
| 令和3年度                          | 4年度        | 5年度        | 6年度        | 7年度        |            | 8年度        | 7年度の評価 |
| 現状値                            | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状況 | 目標値<br>実績値 |        |
| 地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数       |            |            |            |            |            | ②          |        |
| —                              | 6市町        | 12市町       | 18市町       | 24市町       | 100%       | 29市町       | a      |
| —                              | 6市町        | 12市町       | 18市町       | 24市町       |            |            |        |
| 県が防災情報を提供するホームページのアクセス数        |            |            |            |            |            | ①②         |        |
| —                              | 3,247千件    | 3,279千件    | 3,311千件    | 3,343千件    | 228.1%     | 3,375千件    | a      |
| 3,215千件                        | 2,845千件    | 4,563千件    | 6,754千件    | 7,625千件    |            |            |        |
| 津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取組んだ市町数 |            |            |            |            |            | ②          |        |
| —                              | 4市町        | 8市町        | 12市町       | 16市町       | 100%       | 19市町       | a      |
| —                              | 6市町        | 10市町       | 12市町       | 16市町       |            |            |        |
| 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合    |            |            |            |            |            | ④          |        |
| —                              | 85.0%      | 100%       | 100%       | 100%       | 98.6%      | 100%       | b      |
| 75.0%                          | 83.6%      | 88.9%      | 92.5%      | 98.6%      |            |            |        |

| 3. 令和8年度の課題と取組方向  |
|---|
| <b>基本事業名</b><br>・令和8年度以降に残された課題と対応  |
| <b>① 災害に強い地域づくり</b><br>・発生すれば甚大な被害を及ぼす南海トラフ地震の切迫性が高まっていることから、着実に対策を進める必要があります。そのため、「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、令和8年秋頃の公表に向けて、新たな南海トラフ地震被害想定を作成に取り組みます。<br>・南海トラフ地震による被害を少しでも減らすためには、県民・事業者・行政が取り組むべき対策を明らかにする必要があります。そのため、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえて、南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」の制定や、南海トラフ地震対策に特化した計画の策定を進めます。<br>・南海トラフ地震が発生した際に必要な対策をさらに円滑に実施できるようする必要があります。そのため、国や他都道府県等からの支援を円滑に受け入れるための「三重県広域受援計画」を改定するとともに、南海トラフ地震から復興していくために必要な対策と手順を取りまとめた「三重県復興指針」の見直しに着手します。<br>・県民の皆さんの防災意識を高め、自助・共助の取組を促進する必要があります。そのため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、シンポジウムの開催などによる啓発活動に取り組みます。<br>・次代を担う子ども・若者世代の防災意識を向上させる必要があります。そのため、防災関係機関等と連携して、三重県誕生150周年記念事業として三重県防災フェスを実施します。<br>・避難所が運営できる地域人材の育成や、地域の防災活動の担い手となる若年層の育成、県や |

市町における災害対応のマネジメント技術を身に付けた職員を育成する必要があります。そのため、「みえ防災・減災センター」と連携し、自主防災リーダー研修・交流会や「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」の実施、県・市町職員を対象とした「みえ防災人材アカデミー」での実践的な研修を実施します。

- ・市町における南海トラフ地震対策をはじめとする防災対策の強化を促進する必要があります。そのため、新たな南海トラフ地震被害想定を理解を深め、市町のトップに求められる災害時のリーダーシップを高めるためのトップセミナーを開催します。

## ② 災害から命を守る適切な避難の促進

・南海トラフ地震などによる津波に対する住民の危機意識を高め、避難対策をさらに強化するため、津波災害警戒区域を指定する必要があります。そのため、津波災害警戒区域に関する住民説明会を実施し、津波防災地域づくりに関する法律に基づき関係市町長の意見を聴いたうえで、津波災害警戒区域を指定します。

・指定避難所におけるスフィア基準をふまえた良好な生活環境を確保する必要があります。そのため、「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、市町に対して取組の強化を呼びかけるとともに、計画に基づく資機材整備等の取組に対して引き続き支援するとともに、各市町における避難所環境改善や避難所運営上の様々な課題解決に向けて専門家との意見交換を実施します。

・津波から県民の皆さんが速やかに避難することができる必要があります。そのため、市町が行う津波避難施設の整備や既存施設の老朽化対策に対して引き続き支援します。

・地震発生に伴う家屋倒壊から県民の皆さんの命を守る必要があります。そのため、市町による耐震シェルターの設置助成制度の取組に対して引き続き支援します。

・防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信するとともに、県民の皆さんの適切な避難行動を促進する必要があります。そのため、防災アプリ「みえ防災ナビ」による防災気象情報や避難所情報等の必要な情報発信を引き続き行うとともに、アプリの普及に向けて県民や県内を訪れる観光客に向けた SNS 広告等の実施や地域の防災活動での普及促進に取り組みます。

・夜間時の地震発生など昼間より避難が困難な状況においても適切に避難できる地域づくりを進める必要があります。そのため、夜間避難訓練への技術的助言など市町等による防災の取組に対して支援を行います。

・要配慮者や自ら避難が困難な避難行動要支援者が円滑に避難し、被災後の自立・生活再建を支援する必要があります。そのため、市町による個別避難計画の作成を促進するとともに、災害ケースマネジメントの体制づくりを推進します。

・大規模災害時に、避難所の良好な生活環境を確保して災害関連死を防ぐ必要があります。そのため、市町内で避難者を全て受け入れられない場合の域外への避難体制の構築と、スフィア基準を満たす居住スペース等の確保に向けて広域避難計画を策定します。

・自然災害により居住する住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯に支援金を支給する被災者生活再建支援制度について、原資となる被災者生活再建支援基金の残高が減少しています。それに伴い、三重県負担分を追加拠出します。

・南海トラフ地震臨時情報についての正しい理解を広げる必要があります。そのため、国が令和7年8月に公表した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に基づき、臨時情報発表時に県民及び事業者が適切な行動が取れるよう、わかりやすい情報発信に取り組むとともに、引き続き、あらゆる啓発の機会をとらえて、住民への南海トラフ地震臨時情報の理解促進を図ります。

・緊急性の高い津波警報発令時には、県内の外国人住民や来県しているインバウンドが適切な避難行動をとれるように、迅速に情報を提供する必要があります。そのため、津波警報を多言語化して緊急速報メールで配信する機能を、令和8年12月の完成に向けて更新を進めている新防災情報プラットフォームに実装します。

## ③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

・市町における災害ボランティア受入れ体制の強化が必要です。そのため、複数の市町での地域間連携を促す勉強会やワークショップを開催し、市町・市町社協・NPO 等の三者連携を促進します。

・MVSC が災害時に効果的な支援活動を実施できるよう、コーディネート機能の強化など初動対応の実践力強化が必要です。そのため、県内関係団体や経験豊富な全国域の災害中間支援組織と連携した県域の情報共有会議の訓練や振り返りワークショップを開催します。

#### ④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができることが求められます。そのため、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けることが求められます。そのため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に引き続き取り組みます。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得する必要があります。そのため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、引き続き災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できることが求められます。そのため、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に引き続き取り組みます。

(参考) 施策にかかったコスト (単位: 百万円)

|        | 令和4年度 | 5年度   | 6年度   | 7年度   | 8年度   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額等   | 215   | 296   | 471   | 731   | 1,648 |
| 概算人件費  | 142   | 221   | 227   | 246   | —     |
| (配置人員) | (16人) | (25人) | (25人) | (27人) | —     |

# 施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

## 施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を發揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由  |
|------|--|
| A    | <p>さまざまな主体と連携した人権啓発イベントの実施や人権講座の開催、県民参加型の啓発事業等により、数値目標を達成し、幅広い層に啓発を実施することができました。</p> <p>相談体制については、引き続き弁護士や臨床心理士をアドバイザーとして配置し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、さまざまな相談に対し状況に応じた的確に対応しました。また、相談員の資質向上を図るため研修を実施するなど相談体制の充実を進めました。</p> |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県人権センターでのパネル展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しました。
- ・SNSの普及に伴い、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題となっていることから、SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、啓発動画作品を募集し、優秀作品をSNS等に掲載しました。
- ・学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえるよう、社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣しました(派遣回数:25回)。
- ・県人権センターについては、人権啓発の拠点施設としての機能強化を図るため、常設展示室のリニューアルに向け、基本計画を策定しました。
- ・現在も根強く残る部落差別の解消に向け、「部落差別解消条例(仮称)」の検討に着手しました。

#### ② 人権教育の推進

- ・令和5年に県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、教職員の部落問題に関する認識の深化や、対話を位置づけた研修の必要性から、昨年度に引き続き人権問題に関する認識を深める校内研修を全公立学校で実施しました。また、部落問題に関わる学習の進め方や、子どもの理解に必要な視点、学級集団づくりの手法等、教育内容に関する校内研修の活性化を図るため、集合研修で活用できる動画等の研修資料を作成しました。さらに、経験や職種に応じた法定・悉皆研修の内容を見直し、人権教育についての基本的な考え方や知識、資料の活用等について系統的に学ぶ機会をすべての研修に設けました。
- ・子どもたちの自尊感情を高め、人権尊重の社会をつくる主体者を育成するため、子どもたちが

自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進しました。

- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「『人権が尊重される三重』をつくることもサミット」を開催しました。
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動ができる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行いました。また、個別的人権問題について、子どもたちがさまざまな場面で理解と関心を深められるよう、多様な教科領域での学習方法等を紹介する「個別的人権問題に関する学習促進資料Ⅱ」を作成しました。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、「人権教育ガイドライン」(令和6年度作成)の内容をもとに、自らの権利について学ぶ取組の必要性や、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知しました。

③ 人権擁護の推進

- ・県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組ましました。
- ・県人権センターにアドバイザー(弁護士・臨床心理士)を配置し、専門的な知識を必要とする人権相談にも対応しました。
- ・インターネット上の差別的な書込みを早期に発見するためネットモニタリング事業を実施し、可能なものは削除要請を行いました。また、SNSでネット利用者に直接働きかける広告により、差別的な書込みの未然防止の取組を行いました。

| 2. KPI (重要業績評価指標) の状況                           |                       |             |             |             |            |             |            |
|---|-----------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| KPIの項目  |                       |             |             |             |            | 関連する基本事業    |            |
| 令和3年度   | 4年度                   | 5年度         | 6年度         | 7年度         |            | 8年度         | 7年度の<br>評価 |
| 現状値   | 目標値<br>実績値            | 目標値<br>実績値  | 目標値<br>実績値  | 目標値<br>実績値  | 目標達成<br>状況 | 目標値<br>実績値  |            |
| 県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数               |                       |             |             |             |            | ①           |            |
| —   | 40,400人               | 41,800人     | 43,200人     | 44,600人     | —          | 46,000人     | a          |
| 39,312人   | 38,754人               | 45,920人     | 44,195人     | 44,922人     |            | —           |            |
| 学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 |                       |             |             |             |            | ②           |            |
| —   | 89.5%                 | 92.1%       | 94.7%       | 97.3%       | 97.0%      | 100%        | b          |
| 86.9%   | 93.1%                 | 94.1%       | 94.0%       | 94.4%       |            | —           |            |
| 人権に係る相談体制の充実に向けた取組                              |                       |             |             |             |            | ③           |            |
| —   | 相談体制の<br>充実に向けた<br>検討 | 相談体制<br>の充実 | 相談体制<br>の充実 | 相談体制<br>の充実 | 達成         | 相談体制<br>の充実 | a          |
| 相談体制の<br>確保                                     | 相談体制の<br>構築           | 相談体制<br>の充実 | 相談体制<br>の充実 | 相談体制<br>の充実 |            | —           |            |

### 3. 今後の課題と対応

#### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、テレビ・ラジオでのスポット放送や人権問題について理解を促す講演会を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」等、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組みます。
- ・県だけでなくさまざまな主体が連携・協働する取組等により人権が尊重される社会の実現をめざしていきます。そこで、地域の団体やNPO等が主催する学習会へ講師を派遣し、さまざまな主体による取組を促進します。
- ・人権センターは開館後 30 年が経過し、施設の老朽化対策を行うとともに、常設展示室の展示内容の見直しが必要となっています。このため、常設展示室基本計画に基づき、リニューアルに向けた設計を行います。
- ・第六次人権が尊重される三重をつくる行動プランの策定や部落差別解消条例(仮称)の制定等に向け、県民の人権に関する状況や意識を多角的に把握する必要があります。このため、人権に関する県民意識調査を実施します。
- ・現在も根強く残る部落差別の解消に向け、部落差別の特性を踏まえた対応など、取組の強化を図る必要があります。このため、有識者で構成する検討会での議論や人権に関する県民意識調査の結果等を踏まえ、「部落差別解消条例(仮称)」の検討を進めます。また、インターネット上の人権侵害への対応の強化など、社会情勢の変化を踏まえ、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正をあわせて検討します。

#### ② 人権教育の推進

- ・令和5年に県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、教職員の部落問題に関する認識の深化や、対話を位置づけた研修の継続的な実施が必要です。このため、令和8年度も内容を新たに全公立学校で人権感覚を磨く校内研修を実施します。また、令和7年度に作成した校内研修用動画等を活用し、各学校がそれぞれの実態に応じて対話を重視した人権教育研修を行います。さらに、経験や職種に応じた法定・悉皆研修において、人権教育についての基本的な考え方や知識、資料の活用等について系統的に学ぶことができるよう引き続きすべての研修の内容の充実を図っていきます。
- ・将来にわたり人権が尊重される社会を築くには、子どもたちの自尊感情を高め、人権尊重の社会をつくる主体者を育成することが必要です。このため、子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進します。
- ・子どもたちが、人権が尊重される社会の実現に向けた主体的な担い手となるようにするには、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むことが必要です。このため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を引き続き開催します。
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨をふまえ、子どもたちが個別的な人権問題について理解と関心を深められるようにすること、また、人権問題の解決につながる行動ができる力を身につけられるようにすることが必要です。このため、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を引き続き行います。また、子どもたちがさまざまな場面で人権尊重の大切さについて学習できるよう、多様な教科領域での学習方法等を紹介する資料を作成します。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげる必要があります。このため、「人権教育ガイドライン」の内容をもとに、自らの権利について学ぶ取組の必要性や、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知します。

### ③ 人権擁護の推進

- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく人権相談や紛争解決を適切に実施することが求められています。このため、県人権センターにアドバイザーを配置し、相談員の資質向上を図ります。
- ・SNS等インターネット上における人権侵害が深刻化しており、対応の強化が課題となっています。このため、インターネット上の誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき指定された大規模プラットフォーム事業者の対応状況を確認し、より迅速な削除につながるよう、必要な対応を国等に求めていきます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度 | 5年度   | 6年度   | 7年度   | 8年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 予算額等   | 510   | 509   | 752   | 675   | 624 |
| 概算人件費  | 694   | 688   | 699   | 718   | —   |
| (配置人員) | (78人) | (78人) | (77人) | (79人) | —   |

# 施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

## 施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由  |
|------|--|
| A    | <p>地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充が図られるよう、引き続き市町への補助を実施したことに加えて、企業や団体等の参加を得て子どもたちに体験機会を提供したほか、子どもの居場所の拡大に取り組むなどにより、めざす姿の実現に向けた取組が着実に進んでいます。また、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、ヤングケアラーについて理解を深めるための子ども向けリーフレットの配布、ひとり親家庭向けの学習支援、発達障がいに関する連続講座の開催などに取り組んだ結果、地域における支援体制の構築が進んでいます。</p> |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成しました。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めました。また、子どもの権利に対する理解を向上させるため、出前講座(26回)やイベント開催(5回)を通じた啓発に取り組みました。
- ・子どもの意見表明及び社会参画を促進するため、県の子ども施策について子どもが意見を届ける「みえっこ会議」を新たに開催しました(小学生から高校生世代の15名が参加)。また、子どもの意見を集める「キッズ・モニター+(プラス)」について、従来の電子アンケート(12回)に加え、新たに対面やオンラインで子どもの意見を直接聴き取るイベント(5回)を行いました。
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、子どもの会社見学(38回)や学び・体験機会を創出するイベント(5回)への支援を通じて、子どもの育ちを支援しました。また、みえこどもの城において、年齢や発達の程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組みました。
- ・青少年の健全育成に係る取組を進めるため、インターネット・SNSの安全で安心な利用や新たなリスクに関する出前講座(32回)の実施などに取り組みました。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、通園にかかる保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり等の84事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的として、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。

## ② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児休業取得に関して、企業(10社)へヒアリングを行い、そのうち希望した企業(6社)に対して課題解消に向けた研修資料を活用して出前講座を実施することにより、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりに向けた支援を行いました。
- ・大学生等に対する出前講座の実施により男性の育児参画に向けた機運醸成を図りました。また、「ワンオペ育児」や「とるだけ育休」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上を図るため、育児当事者の男性とそのパートナーを対象とした育児・家事の役割分担等について考えるセミナーを実施しました(セミナー参加者15名)。
- ・保護者の子育て・家庭教育を応援するため、参加型ワークショップの進行役となる人材を、市町・関係団体等と連携して養成するとともに、子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座の充実に取り組みました。

## ③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子ども食堂を含む「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、運営支援(116件)に加え、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組みました。支援にあたっては、子どもの居場所を運営する NPO 等と連携し、多様化する子どもの居場所の活動に沿った取組を検討しました。また、中高生世代の居場所づくりの必要性についてセミナーを開催し、多様な課題を抱える中高生世代への対応について市町・NPO等の関係者の理解を促進する取組を実施しました。
- ・不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助(19件)を行いました。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金(42件)、就学支度資金(56件)等の母子父子寡婦福祉資金の新規貸付を行いました。また、「三重県母子・父子福祉センター」において、相談支援や就業の支援を行うとともに、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを運用するほか、専門的な相談に応じられるよう産業カウンセラーによるカウンセリングや弁護士による法律相談を行いました。
- ・ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町(8市町:418人)へ補助を行うとともに、生活困窮家庭に対しては、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等(40人※令和8年2月末時点)に取り組みました。
- ・ヤングケアラーについて、周知啓発を図るため子ども向けリーフレットの配布や、支援者向けハンドブックを活用した出前講座等(12回)を実施しました。また、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、福祉、介護、教育などの関係機関職員向けの研修会(5回)を開催するとともに、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、情報提供や助言などを行いました。さらに、関係機関が共通して利用できるアセスメントシートを作成し、活用を促すほか、高校生から30歳未満の若者を対象としたアンケート調査を実施するなど、広域的な支援体制の整備に向けた取組を進めました。
- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金を25,505人、臨時支援金を7,803人、奨学給付金を2,720人に支給するとともに、修学奨学金の貸与を252人に行いました。就学支援金については所得制限により不支給認定となった生徒等に対しては臨時支援金の支給を行うとともに、奨学給付金については非課税世帯の第1子の給付額を第2子以降の給付額と同額に増額し、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みました。また、高等学校等専攻科の生徒に対しては、就学支援金及び奨学給付金の支援対象の拡充を行いました。
- ・市町が必要な就学援助を確実に実行できるよう、引き続き、国へ就学援助に関する要望(春・秋)をしました。また、各県内市町の取組等を情報収集し、各種会議で共有し、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施を進めました。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(31法人)に対する助成や就学支援金(10,743人)、臨時支援金(4,353人)および奨学給付金(1,141人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。

## ④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・途切れない発達支援体制の構築に向けて、子ども心身発達医療センターにおいて、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児

科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実に努めました。

・保育所等への巡回指導などにより、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の導入を進めました。

## 2. KPI(重要業績評価指標)の状況

| KPIの項目                              |              |              |              |              |            | 関連する基本事業     |            |
|-------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|------------|
| 令和3年度                               | 4年度          | 5年度          | 6年度          | 7年度          |            | 8年度          | 7年度の<br>評価 |
| 現状値                                 | 目標値<br>実績値   | 目標値<br>実績値   | 目標値<br>実績値   | 目標値<br>実績値   | 目標達成<br>状況 | 目標値<br>実績値   |            |
| 県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)     |              |              |              |              |            | ①            |            |
| —                                   | 163<br>企業・団体 | 200<br>企業・団体 | 210<br>企業・団体 | 236<br>企業・団体 | 166.7%     | 251<br>企業・団体 | a          |
| 153<br>企業・団体                        | 190<br>企業・団体 | 203<br>企業・団体 | 221<br>企業・団体 | 246<br>企業・団体 |            | —            |            |
| 子どもの居場所数                            |              |              |              |              |            | ③            |            |
| —                                   | 90 箇所        | 105 箇所       | 240 箇所       | 295 箇所       | 101.0%     | 350 箇所       | a          |
| 78 箇所                               | 135 箇所       | 181 箇所       | 238 箇所       | 298 箇所       |            | —            |            |
| 地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計) |              |              |              |              |            | ④            |            |
| —                                   | 177 人        | 328 人        | 350 人        | 511 人        | 85.6%      | 607 人        | b          |
| 127 人                               | 228 人        | 319 人        | 421 人        | 498 人        |            | —            |            |

## 3. 今後の課題と対応

### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

・多くの子どもにおいて子どもの権利に関する理解が十分に広がっておらず、県民における子ども条例の認知度も低い状況です。また、県の子どものに関する情報は、ホームページ上で分散して掲載されており、子どもにとって分かりにくいという課題があります。このため、令和7年度に作成した啓発パンフレットを活用し、三重県子ども条例や子どもの権利の普及啓発を進めるとともに、子どもが自ら必要な時に必要な情報を得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備に取り組みます。

・子ども条例において、子どもの意見表明及び社会参画を基本理念として定めていますが、その機会をさらに充実させる必要があります。引き続き「みえっこ会議」と「キッズ・モニター+（プラス）」を実施し、子どもの意見表明及び社会参画を促進します。なお、「みえっこ会議」は三重県誕生150周年記念事業に位置付け、子どもたちによる三重県の未来に向けた発表を行います。

・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントへの支援を通じて、継続して子どもの育ちを支援する必要があります。そのため、引き続き制度の周知を図り、より多くの企業等が参画できるよう取り組みます。また、みえこどもの城において、引き続き年齢や発達の程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組むことに加え、三重県誕生150周年記念事業の体験イベント等を子どもたちが参画して開催します。

・スマートフォンやSNS等の青少年を取り巻くインターネット利用環境が多様化し、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加が懸念されます。引き続き、インターネット・SNS等の安全で安心な利用に関する新たな知見も取り入れた出前講座などを実施します。

・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、市町における子ども・子育て施策が充実し、とりわけ、仕事と子育てを両立できる環境整備が進むよう、引き続き支援していく必要があります。このため、これまでと同様の自己肯定感など子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組の2つの枠を設けて支援します。また、これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について、新たな補助制度により市町を支援することで横展開を促進します。

## ② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

・上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育児休業取得率(令和7年度 50.0%)は女性と比べて低いという課題があります。そのため、これまで作成した男性の育児参画促進に向けた啓発資料を活用し、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画の質の向上、若者を対象とした機運醸成に引き続き取り組みます。また、県内の若者を対象として、ライフデザインについて自ら考える機会を新たに提供し、主体的に自分の人生を選択できるよう後押しするとともに、男性の育児参画に関する幅広い情報を提供することで、子育てを前提とした働き方のイメージの定着を図ります。

・保護者が抱える子育ての不安や悩みが軽減されるような取り組みが必要です。そのため、保護者参加型のワークショップの進行を担える人材の養成に取り組むとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。

## ③ 子どもの貧困対策の推進

・子ども食堂を含む子どもの居場所を運営するNPO等の活動を支援し、地域の実情や子どものニーズに応じた多様な取組を広めていく必要があります。そのため、より柔軟で活用しやすい制度となるよう現行の補助制度を見直し、新たな取組も補助対象となるよう検討を進めるとともに、引き続きニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組めます。

・中高生世代は、思春期特有の悩みや将来への不安を抱えやすい一方、支援の構えを見せるとかえって離れていくなど、居場所につながりにくいという課題があります。そのため、中高生世代と接する居場所スタッフを対象に、コミュニケーションの取り方や SOS サインを学ぶ研修会を開催して人材育成を進めるとともに、モデル事業としてキッチンカー等を活用したアウトリーチ型の移動式居場所づくりに取り組み、今後の支援に活用します。

・不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助を行うことによって、フリースクール等の安定的・持続的な運営及び活動につなげていく必要があります。そのため、引き続き現場で活動しているフリースクール等の運営団体の声を聞きながら、より活用しやすい補助制度となるよう見直しを行い、継続して支援します。

・ひとり親家庭等の自立に向けては、親が経済的に安定する必要があります。このため、引き続き、母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら貸付を行うとともに、「三重県母子・父子福祉センター」において、専門家による相談支援や就業の支援を行います。

・ひとり親家庭等の子どもの学習機会を確保し、健全な育成を図ることによって「貧困の連鎖」を解消する必要があります。このため、学習支援事業を実施する市町への補助を行うとともに、生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組めます。

・ヤングケアラーについては当事者や支援者の理解が必要となります。このため、引き続き子ども向けリーフレットや支援ハンドブックを活用して周知啓発を図ります。また、対象者を適切に把握し連携して支援を行う必要があります。このため、関係機関職員向けの研修会の実施やアセスメントシートの活用促進を図るとともに、コーディネーターによる情報提供や助言などを行います。さらに、相談しやすい体制整備が支援にあたっての課題となっています。このため、LINE相談窓口を設置するほか、当事者や支援者のための交流会を開催することで、支援の拡充を図ります。

・公立高校教育に係る経済的負担の軽減に取り組むことが重要です。このため、引き続き就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行うとともに、令和8年度からのいわゆる高校無償化への適切な対応を行います。また、奨学給付金の給付対象の拡大についても、低中所得世帯の教育費の負担軽減を図るために適切な対応を行います。

・市町が必要な就学援助を確実に行えるような措置が必要です。引き続き、国へ要望していくとともに、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施に向けて、各市町の取組等を情報収集し、各

種会議で共有します。

・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、保護者等の経済的負担の軽減を図ることが必要です。このため、授業料減免を行った学校法人等に対する助成やいわゆる高校無償化に対応した就学支援金の支給、奨学給付金の給付等を行います。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

・子ども心身発達医療センターにおいて、障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図り、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化することが必要です。そのため、引き続き、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成など、ネットワークの構築に取り組みます。

・途切れのない発達支援体制の構築が必要です。このため、引き続き、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度  | 5年度    | 6年度    | 7年度    | 8年度    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等   | 14,420 | 15,448 | 14,134 | 16,384 | 20,609 |
| 概算人件費  | 1,673  | 1,650  | 1,751  | 1,610  | —      |
| (配置人員) | (188人) | (187人) | (193人) | (177人) | —      |

## 施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

### 施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由  |
|------|--|
| C    | <p>保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用し、受講しやすい環境づくりを進めた結果、目標以上の修了者数となり、幼児教育・保育の質の向上に向けた取組が進んでいます。</p> <p>一方、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信、放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の処遇改善への支援などの取組を進めましたが、保育士や放課後児童支援員の不足が続いており、待機児童解消には至っておらず、課題が残っています。</p> |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・新たな保育人材の確保に向けて、修学資金の貸付や保育の仕事の魅力を発信しました。また、保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、実習生を受入れる保育所等の担当者等を対象とした研修(2回)を行いました。
- ・保育士等の離職防止に向けて、働きやすい職場環境づくりを進めるため、保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援しました。また、「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援(21園のべ50回)を行いました。
- ・潜在保育士の就労に向けた支援の充実を図るため、「三重県保育士・保育所支援センター」の人材バンク機能の強化を図りました。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を図るため、オンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修(2,878人修了)を実施するとともに、新任保育士の就業継続研修(141人受講)や職場環境改善研修(88人受講)を実施しました。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を支援しました。
- ・みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めました。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進するため「架け橋期カリキュラムの手引き(仮)」の作成に向けて、新たに「架け橋期カリキュラム検討委員会」を設置し、検討会議を1回開催しました。また、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣する(65回派遣)とともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進しました。

## ② 放課後児童対策の推進

- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修(129人修了)などを行いました。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。
- ・放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、より多くの市町において、子どもたちが、放課後子ども教室を利用してさまざまな体験をすることができる機会が拡大するよう、市町が抱える課題の把握に努めるとともに、好事例を情報共有するなどの働きかけを行いました。

## 2. KPI(重要業績評価指標)の状況

| KPIの項目                          |            |            |            |             |            | 関連する基本事業   |            |
|---------------------------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| 令和3年度                           | 4年度        | 5年度        | 6年度        | 7年度         |            | 8年度        | 7年度の<br>評価 |
| 現状値                             | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値  | 目標達成<br>状況 | 目標値<br>実績値 |            |
| 保育所等の待機児童数                      |            |            |            |             |            | ①          |            |
| —                               | 0人         | 0人         | 0人         | 0人          | 未定         | 0人         | 未定         |
| 64人                             | 103人       | 108人       | 84人        | ※5月末<br>頃判明 |            | —          |            |
| 県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計) |            |            |            |             |            | ①          |            |
| —                               | 9,500人     | 13,000人    | 16,300人    | 18,800人     | 108.3%     | 21,300人    | a          |
| 8,221人                          | 11,384人    | 13,740人    | 16,143人    | 19,021人     |            | —          |            |
| 放課後児童クラブの待機児童数                  |            |            |            |             |            | ②          |            |
| —                               | 0人         | 0人         | 0人         | 0人          | 0%         | 0人         | d          |
| 28人                             | 52人        | 78人        | 54人        | 65人         |            | —          |            |

## 3. 今後の課題と対応

### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・待機児童解消に向けて、保育人材の確保が課題となっています。このため、中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会などを設け、保育士として働く魅力を感じてもらう取組を実施するとともに、保育士養成校の学生が県内の保育所等に就労することを後押しするため、引き続き修学資金の貸付や保育所等の実習生指導担当者等を対象とした研修を実施します。また、地域の保育士不足の早急な改善を図るため、登録から3年間は県内のみで就労可能である地域限定保育士制度を令和8年度から県内にも導入し、県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。
- ・保育士の離職防止のためには、保育所等の職場環境の改善を進める必要があります。そのため、保育士支援アドバイザーを保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法などに関する助言を行うとともに、保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、保育士の加配や保育補助者の活用、保育現場へのICTの導入に取り組む市町を支援することで、保育士の離職防止を進めます。
- ・必要な保育人材の確保に向けて、潜在保育士の就労を促進する必要があります。そのため、「三重県保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就労に向けた保育所等とのマッチングを行うとともに、保育所等への復職事例を紹介することで、復職に不安を持つ潜在保育士が就労に向けて動きだすことを後押しします。

- ・保育現場において、質の高い保育を実践するためには、保育士等の資質向上及び処遇改善を図っていく必要があります。これを支援するため、保育士等キャリアアップ研修について、多くの保育士が受講できるよう、オンラインを活用して実施します。また、就業継続や職場環境改善に向けた研修を実施します。
- ・個性豊かで特色ある幼児教育が推進されるよう、私立幼稚園等を支援する必要があります。そのため、私立幼稚園等を設置する学校法人に対して、経常費の一部を助成します。
- ・子どもが山や川など自然の中で遊び、自然と触れ合う体験をすることで、主体性や想像力、思考力が育まれるよう自然保育に取り組む保育所等を支援する必要があります。そのため、みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体と連携し、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた取組を進めます。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組が必要です。このため、「架け橋期カリキュラム検討委員会」を開催し、令和8年度末を目途に、「架け橋期カリキュラムの手引き(仮)」を作成します。また、引き続き、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

## ② 放課後児童対策の推進

- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブについて、待機児童の解消に向けた取組を進める必要があります。そのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修に取り組みます。
- ・地域住民等の参画のもと、子どもたちが放課後にさまざまな学習や体験活動の機会が拡充するよう放課後子ども教室の活動を支援する必要があります。このため、放課後子ども教室を設置する市町に対して、好事例を情報共有するなどの働きかけを行っていきます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度  | 5年度    | 6年度    | 7年度    | 8年度    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等   | 11,438 | 10,865 | 12,551 | 13,675 | 13,320 |
| 概算人件費  | 80     | 88     | 82     | 82     | —      |
| (配置人員) | (9人)   | (10人)  | (9人)   | (9人)   | —      |

# 施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

## 施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

| 総合評価 | 評価の理由   |
|------|---|
| A    | 各県立文化施設において、魅力的な展覧会や公演、講座を開催したところ、参加者の満足度は目標を上回りました。一方、県立文化施設の利用は、工事休館等の影響もあり、利用者数の増加には至らなかったものの、概ね順調に進みました。また、文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動についても積極的に取り組むことにより、県民の皆さんが文化にふれ親しむ環境づくりやさまざまな学習機会の充実が進んでいます。 |

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和7年度の本取組

#### ① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・「三重県文化振興計画」に基づき、県民の文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実に取り組むほか、専門家の助言を受けながら、文化団体の支援のあり方について検討を行いました。
- ・県総合博物館では、多様な主体や利用者との連携・協創を進めるとともに、「地獄展」や「ポケモン化石博物館」など魅力的な企画展や関連トークイベント、移動展等のアウトリーチ活動を行いました。また、県立美術館では、近代洋画の企画展や県にゆかりのある彫刻家「橋本平八」展等を開催するとともに、障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みました。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するとともに、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しました。
- ・齋宮歴史博物館では、企画展や関連イベント、発掘体験や計画的な発掘調査を行うほか、齋宮歴史博物館の展示改修の設計や「第3次史跡齋宮跡整備基本方針」を作成しました。

#### ② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行いました。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、関係市町の支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組みました。
- ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えるため、次代を担う子どもたちに対して、その魅力を体感できる取組や映像記録等を活用した情報発信を行いました。
- ・戦後80年を迎えて関心の高まる戦争遺跡について市町に照会を行い、文化財のリスト化や状況確認を行いました。

- ・三重県が所有する貴重な文化財を適切に保管するため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫等の建設を進めました。
- ③ 学びとその成果を生かす場の充実
- ・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しました。
  - ・県立図書館では、「三重県立図書館運営計画」に基づき取組を進めており、全県域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、新たに電子書籍を導入しました。
- ④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- ・市町の社会教育関係者の取組を活性化させるネットワークの会員交流会を実施するとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しました。
  - ・青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、利用者にとって安全で快適になるよう施設の管理・運営を行いました。また、引き続き効果的に広報することで利用者の拡大を図りました。

| 2. KPI（重要業績評価指標）の状況       |            |            |            |            |            |            |            |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| KPIの項目                    |            |            |            |            |            | 関連する基本事業   |            |
| 令和3年度                     | 4年度        | 5年度        | 6年度        | 7年度        |            | 8年度        | 7年度の<br>評価 |
| 現状値                       | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状況 | 目標値<br>実績値 |            |
| 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度      |            |            |            |            |            | ①③④        |            |
| —                         | 72.6%      | 73.6%      | 74.6%      | 75.6%      | 103.0%     | 76.6%      | a          |
| 71.6%                     | 75.5%      | 77.0%      | 76.9%      | 77.9%      |            | —          |            |
| 県立文化施設の利用者数               |            |            |            |            |            | ①③         |            |
| —                         | 84万人       | 100万人      | 130万人      | 130万人      | 89.9%      | 140万人      | b          |
| 70.5万人                    | 98.2万人     | 104.0万人    | 146.6万人    | 116.9万人    |            | —          |            |
| 文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数 |            |            |            |            |            | ②          |            |
| 二                         | 72件        | 77件        | 82件        | 87件        | 108.0%     | 92件        | a          |
| 67件                       | 79件        | 117件       | 91件        | 94件        |            | 二          |            |

3. 今後の課題と対応
- 基本事業名  
・令和8年度以降に残された課題と対応
- ① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実
- ・「三重県文化振興計画」に基づき、文化振興により一層取り組む必要があります。そのため、文化活動を行う個人や団体の発表の場としての県展等の開催や、活動の功績を表彰する「三重県文化賞」の実施のほか、文化団体等の活動が発展するよう、文化団体の支援のあり方について引き続き検討を行うとともに、文化を取り巻く現状と課題をふまえ「第2次三重県文化振興計画(仮称)」を策定します。
  - ・県民の皆さんが鑑賞等を行う機会の充実を図る必要があります。そのため、各県立文化施設において、三重県誕生150周年を好機と捉え、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や国内外の著名な作品や資料を展示する企画展、魅力的な公演等を実施するとともに、学校行事等で県立文化施設への来館機会が少ない東紀州地域の児童生徒を対象に、県立文化施設

設の体験バスツアーを実施します。

・子どもたちが三重の文化への理解を深めるとともに、体験機会の充実を図ることが求められています。そのため、県総合博物館では、県内で受け継がれる地域の祭りに係る企画展や関連イ

ベントを実施します。県立美術館では、SOMPO 美術館等と連携して開催する巡回展「アルペール・マルケ展」で子ども用鑑賞ガイド等を配布します。

・誰もが自分らしく生きられる共生社会を推進する必要があります。そのため、県立美術館では、日本語を母語としない方やひきこもり当事者の方などとともに、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。

・国史跡斎宮跡の実態解明を進めて魅力を発信する必要があります。そのため、引き続き発掘調査に取り組むとともに、斎宮歴史博物館のリニューアルに向け、展示製作を進めます。斎宮の史跡整備に向け、整備の実施が想定される箇所を発掘調査を行い、「史跡斎宮跡整備基本計画」を策定します。また、斎宮跡のにぎわいを創出するため、発掘体験等を引き続き開催します。

## ② 文化財の保存・活用・継承

・県内の文化財が適切に保存・活用・継承される必要があります。そのため、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、追加登録が求められています。そのため、引き続き関係市町への支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組みます。

・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えることが必要です。そのため、文化財の保護・継承を進めるとともに、令和8年11月に桑名市で「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」を開催します。

・三重県の歴史風土を形成している貴重な文化財建造物が自然災害等の被害を受けた際に、被災調査が円滑に進められるようにすることが必要です。そのため、現況把握を行うとともに、発災後の被災調査に用いられる歴史的建造物データベースの拡充を行います。

・戦争遺跡については、その定義や取扱いにかかる国の明確な方針が示されていません。そのため、県が現地確認などを通じて現況把握を進めるとともに、市町や有識者の意見を参考しつつ、戦争遺跡の取扱方針の策定に向けて取り組みます。

・三重県の貴重な文化財を次世代へ確実に継承し、その価値を広く伝えていくためには、県が所有する貴重な文化財を適切に保管するとともに、より広く公開することが必要です。そのため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫を建設するとともに、展示設備等を設置します。

## ③ 学びとその成果を生かす場の充実

・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎えています。そのため、さまざまなライフステージ等に応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などに取り組み、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりにつなげていきます。

## ④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現するためには、社会教育を通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりの展開が重要です。そのため、社会教育関係者の育成やネットワークの強化に取り組みます。

・青少年教育施設(鈴鹿青少年センター、熊野少年自然の家)において、青少年の健全育成や青少年をはじめとした幅広い世代や県内外の方々が集い、心身の健康維持や学習活動等ができるよう交流を促進し、安全で快適な施設として管理・運営していくことが必要です。そのため、民間活力を活用し一層の利用者の拡大を図るとともに、経年劣化に伴う施設の改修を計画的に実施します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

|        | 令和4年度  | 5年度    | 6年度    | 7年度    | 8年度   |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額等   | 2,775  | 4,728  | 4,114  | 3,900  | 4,796 |
| 概算人件費  | 1,210  | 1,191  | 1,216  | 1,191  | —     |
| (配置人員) | (136人) | (135人) | (134人) | (131人) | —     |

議案第4号

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和8年5月12日提出

三重県教育委員会教育長 長崎 禎和

提案理由

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会聴聞規則（平成六年三重県教育委員会規則十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（聴聞の通知及び期日の変更）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 教育委員会が前項の規定による通知（<u>法第十五条第四項又は条例第十五条第四項の規定による公示の方法による通知をした場合を含む。</u>）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、教育委員会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 聴聞の件名（予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名宛人の氏名をいう。以下同じ。）</p> <p>三（略）</p> <p>4・5（略）</p> | <p style="text-align: center;">（聴聞の通知及び期日の変更）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 教育委員会が前項の規定による通知（<u>法第十五条第三項又は条例第十五条第三項の通知をした場合を含む。</u>）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、教育委員会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 聴聞の件名（予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名あて人の氏名をいう。以下同じ。）</p> <p>三（略）</p> <p>4・5（略）</p> |

別紙様式を次のように改める。

(表)

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">聴 聞 通 知 書</p>  |  |  |
| <p style="margin: 0;">第 号<br/>年 月 日</p>  |  |  |
| <p style="margin: 0;">様</p>  |  |  |
| <p style="margin: 0;">三重県教育委員会 印</p>   |  |  |
| <p style="margin: 0;">あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る {行政手続法 第<br/>三重県行政手続条例</p>  |  |  |
| <p style="margin: 0;">13 条 } の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。</p>   |  |  |
| <p style="margin: 0;">記</p>  |  |  |
| <p style="margin: 0;">聴聞の<br/>件名</p>   | <p style="margin: 0;">予定される<br/>不利益処分の内容</p> |  |
|  | <p style="margin: 0;">根拠となる<br/>法令の条項</p>    |  |
|  | <p style="margin: 0;">不利益処分の<br/>名宛人の氏名</p>  |  |
| <p style="margin: 0;">不利益処分の<br/>原因となる事実</p>   |  |  |
| <p style="margin: 0;">聴聞の期日</p>  |  | <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日 時 分から 時 分まで(審<br/>理の経過によっては予定終了時間より早期に終結する場合があ<br/>ります。)</p> |
| <p style="margin: 0;">聴聞の場所</p>  |  |  |
| <p style="margin: 0;">聴聞に關<br/>する事務を所<br/>掌する組織</p>  | <p style="margin: 0;">名 称</p>                | <p style="margin: 0;">(聴聞の期日変更・資料の閲覧)</p> <p style="margin: 0;">(代理人・補佐人の選任、その他聴聞の主宰に関する事項)</p>              |
|  | <p style="margin: 0;">所在地<br/>連絡先</p>        |  |
| <p style="margin: 0;">備考 1 あなたは聴聞の期日に出向いて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以<br/>下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日に出向くことに代え<br/>て陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p style="margin: 0;">2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実<br/>を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p style="margin: 0;">3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p> |  |  |

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞に出向かない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出席させることができます。代理人を選任する場合には、委任状を聴聞の期日までに提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人と出向こうとする場合には、補佐人になろうとする者の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の5日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、三重県知事に対し、聴聞の期日の5日前までに、聴聞の件名及び聴聞の期日の変更の理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出向く場合にはこの通知書を持参してください。
- 5 正当な理由なく聴聞の期日に出向かず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、{行政手続法第23条第1項}の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

|            |            |  |     |  |
|------------|------------|--|-----|--|
| 聴聞の<br>主宰者 | 職 名        |  | 氏 名 |  |
| 聴 聞 の 公 開  | 公開する・公開しない |  |     |  |

備考 聴聞の公開の項については、該当する部分を○印で囲むこと。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

## 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

三重県行政手続条例の改正等に伴い、聴聞の手続きに関し必要な事項を定めている規則について所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

三重県行政手続条例の改正により、不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知にかかる手続きがデジタル化されることに伴い、引用条項の整理等を行う。

※聴聞とは、行政庁が不利益処分を行う際に設けられる意見陳述の機会。

### 3 施行期日

令和8年5月21日から施行する。



報告 1

「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について

「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 1 2 日提出

三重県教育委員会事務局  
教育総務課長



「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について  
(昭和41年9月7日三重県教育委員会公告)」の一部改正について

## 1 改正の趣旨

気象庁において発表される防災気象情報について、令和8年5月29日から新たな運用が開始され、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表されるとともに、レベル4相当の情報として危険警報が新設されます。(下表参照)

このため、「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の所要の改正を行うものです。

### 【参考】新しい防災気象情報の情報体系とその名称（レベルが設定されるもの）

|                            | 河川氾濫<br>1級河川などの<br>大河川の氾濫 | 大雨<br>低地の浸水や<br>大河川以外の氾濫 | 土砂災害<br>急傾斜地のがけ崩れや<br>土石流 | 高潮<br>海水面上昇や<br>波の打上げによる浸水 | (警戒レベルごとの)<br>住民が<br>とるべき行動    |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 警戒レベル<br>5相当               | レベル5<br>氾濫特別警報            | レベル5<br>大雨特別警報           | レベル5<br>土砂災害特別警報          | レベル5<br>高潮特別警報             | 命の危険 直ちに安全確保!                  |
| <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!> |                           |                          |                           |                            |                                |
| 警戒レベル<br>4相当               | レベル4<br>氾濫危険警報            | レベル4<br>大雨危険警報           | レベル4<br>土砂災害危険警報          | レベル4<br>高潮危険警報             | 危険な場所から全員避難                    |
| 警戒レベル<br>3相当               | レベル3<br>氾濫警報              | レベル3<br>大雨警報             | レベル3<br>土砂災害警報            | レベル3<br>高潮警報               | 避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など       |
| 警戒レベル<br>2                 | レベル2<br>氾濫注意報             | レベル2<br>大雨注意報            | レベル2<br>土砂災害注意報           | レベル2<br>高潮注意報              | 避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど) |
| 警戒レベル<br>1                 | 早期注意情報                    |                          |                           |                            | 災害への心構えを高める                    |

※国土交通省水管理・国土保全局、気象庁資料より抜粋

※暴風、波浪、大雪、暴風雪等については、警戒レベル相当情報にはあたりません(これまでの運用から変更なし)。

## 2 改正内容

「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」を一部改正し、新たな防災気象情報の発表時における対応等を追加します。

改正する項目については、別紙 **改正版** **新旧対照表** を参照してください。

なお、レベル4危険警報が発令された場合は危険な場所から全員避難することとされていますので、レベル4大雨危険警報については、これまでの暴風特別警報等と同様に授業の中止等を行います。

また、その他字句の表記を整理します。

## 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について

(昭和41年9月7日)  
(教育委員会公告)

昭和63年3月29日 改正

平成25年12月9日 改正

平成28年3月17日 改正

令和8年5月 日 最終改正

## 1 始業時前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 児童生徒は登校させなくてよい。
- (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって児童生徒を登校させ、当日の授業を始める。
- (3) 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。

注 (ア) 上記(2)の場合、道路、橋梁の決壊、浸水、積雪等により登校に危険が予想される地域の児童生徒及び輸送機関のまひ等により登校が困難な児童生徒については、当日の登校をやめさせるなど事故のないよう適切な措置を講ずるものとし、必要に応じて学校においてあらかじめ具体的な指導をしておくこと。

- (イ) 登校途上において警報が発表された場合についても、あらかじめ各学校において具体的な指示を与えるなどして、十分に事前指導をしておくとともに、平素から家庭や関係諸機関に連絡し、その協力を依頼するなど適切な措置を講じておくこと。

## 2 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童生徒を帰宅させる。
- (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発表等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童生徒については、最も安全な場所に待避させ保護するとともに、保護者と緊密な連絡をとる等適切な措置を講ずること。

## 3 暴風警報又は暴風雪警報の地域的差違、学校のおかれている諸条件からみて前記によることが学校運営上著しく適当でない場合は1及び2の定めにかかわらず学校長の判断によりその都度適切な措置を講ずるものとする。

## 4 特別警報及び危険警報が発表された場合

- (1) 次のものについては、前記1及び2のとおり対応するものとする。

・レベル5大雨特別警報

・暴風特別警報

・暴風雪特別警報

・大雪特別警報

・レベル4大雨危険警報

- (2) 次のものについては、前記3により対応するものとする。

・レベル5氾濫特別警報

・レベル5土砂災害特別警報

・レベル5高潮特別警報

・波浪特別警報

・レベル4氾濫危険警報

・レベル4土砂災害危険警報

・レベル4高潮危険警報

- 5 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては前記1、2及び3に準じて適切な措置を講ずるものとする。

## 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について

(昭和41年9月7日  
教育委員会公告)

昭和63年3月29日 改正

平成25年12月9日 改正

平成28年3月17日 最終改正

### 1 始業時前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 児童生徒は登校させなくてよい。
- (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって児童生徒を登校させ、当日の授業を始める。
- (3) 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。

注 (ア) 上記(2)の場合、道路、橋梁の決壊、浸水、積雪等により登校に危険が予想される地域の児童生徒及び輸送機関のみ等により登校が困難な児童生徒については、当日の登校をやめさせるなど事故のないよう適切な措置を講ずるものとし、必要に応じて学校においてあらかじめ具体的な指導をしておくこと。

- (イ) 登校途上において警報が発表された場合についても、あらかじめ各学校において具体的な指示を与えるなどして、十分に事前指導をしておくとともに、平素から家庭や関係諸機関に連絡し、その協力を依頼するなど適切な措置を講じておくこと。

### 2 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童生徒を帰宅させる。
- (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発表等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童生徒については、最も安全な場所に待避させ保護するとともに、保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとること。

### 3 暴風警報又は暴風雪警報の地域的差違、学校のおかれている諸条件からみて前記によることが学校運営上著しく適当でない場合は1及び2の定めにかかわらず学校長の判断によりその都度適切な処置を講ずるものとする。

### 4 特別警報が発表された場合

- (1) 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報については、前記1及び2のとおり対応するものとする。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報

- (2) 高潮特別警報、波浪特別警報については、前記3により対応するものとする。

### 5 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては前記1、2及び3に準じて適切な処置を講ずるものとする。

教育委員会公告「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」 新旧対象表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>1 (略)</p> <p>2 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (前略) とともに、保護者と緊密な連絡をとる等適切な措置を講ずること。</p> <p>3 (前略) 学校長の判断によりその都度適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 特別警報及び危険警報が発表された場合</p> <p>(1) 次のものについては、前記1及び2のとおり対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル5大雨特別警報</li> <li>・暴風特別警報</li> <li>・暴風雪特別警報</li> <li>・大雪特別警報</li> <li>・レベル4大雨危険警報</li> </ul> <p>(2) 次のものについては、前記3により対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル5氾濫特別警報</li> <li>・レベル5土砂災害特別警報</li> <li>・レベル5高潮特別警報</li> <li>・波浪特別警報</li> <li>・レベル4氾濫危険警報</li> <li>・レベル4土砂災害危険警報</li> <li>・レベル4高潮危険警報</li> </ul> <p>5 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては前記1、2及び3に準じて適切な措置を講ずるものとする。</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (前略) とともに、保護者と緊密な連絡をとる等適切な措置をとること。</p> <p>3 (前略) 学校長の判断によりその都度適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 特別警報が発表された場合</p> <p>(1) <u>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報</u>については、前記1及び2のとおり対応するものとする。<br/>大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報</p> <p>(2) <u>高潮特別警報、波浪特別警報</u>については、前記3により対応するものとする。</p> <p>5 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては前記1、2及び3に準じて適切な措置を講ずるものとする。</p> |



報告2

令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。

令和8年5月12日提出

三重県教育委員会事務局  
高校教育課長



# 令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項

## 1 募集

### (1) 応募資格

#### ア 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和9年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者

#### イ 再募集

一般選抜において定員を満たさなかった場合のみ実施する。

実施する場合は、三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページで告知する。

再募集を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和9年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者

### (2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 再募集の募集人数は入学定員より一般選抜の合格者数を除いた数とする。

### (3) 募集方法

#### ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

| 区分   | 受付期間                           | 受付時間                             |
|------|--------------------------------|----------------------------------|
| 一般選抜 | 令和8年8月31日（月）から9月4日（金）まで        | 9時から16時まで<br>（締切日は9時から12時までとする。） |
| 再募集  | 令和8年12月14日（月）から<br>12月18日（金）まで | 9時から16時まで<br>（締切日は9時から12時までとする。） |

#### イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

- (ア) 専攻科入学願書【様式1】
- (イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）
- (ウ) 専攻科受検票【様式3】
- (エ) 志願理由書【様式4】
- (オ) 最終出身学校長からの調査書
- (カ) 返信用封筒（受検票返送用：宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。）

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は（カ）を省略することができる。なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

## 2 検査、選抜及び合格者の発表

### (1) 一般選抜

|        |   |                          |
|--------|---|--------------------------|
| 検査期日   | 令和8年9月16日（水）  |                          |
| 受付     | 8時45分から 9時00分まで   |                          |
| 検査日程   | 9時00分から 9時10分まで   | 点呼・諸注意                   |
|        | 9時10分から10時00分まで   | 学力検査<br>（工業情報数理、機械または電気） |
|        | 10時10分から  | 個人面接                     |
| 検査会場   | 三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟   |                          |
| 選抜方法   | 提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。   |                          |
| 合格者の決定 | 合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。   |                          |
| 合格者の発表 | 令和8年9月25日（金）9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。 |                          |

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

### (2) 再募集

|        |   |                          |
|--------|---|--------------------------|
| 検査期日   | 令和9年1月6日（水）   |                          |
| 受付     | 8時45分から 9時00分まで   |                          |
| 検査日程   | 9時00分から 9時10分まで   | 点呼・諸注意                   |
|        | 9時10分から10時00分まで   | 学力検査<br>（工業情報数理、機械または電気） |
|        | 10時10分から  | 個人面接                     |
| 検査会場   | 三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟   |                          |
| 選抜方法   | 提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。   |                          |
| 合格者の決定 | 合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。   |                          |
| 合格者の発表 | 令和9年1月14日（木）9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。 |                          |

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

## 3 その他

(1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校（〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号TEL：059-346-2331）に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒（宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと）を添えて請求する。

(2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

報告 3

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 1 2 日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長



(別紙)

## 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携し、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の構成委員について、この度の人事異動により、下記のとおり委員の任免を行いました。

補欠の委員の任期は、異動発令日から前任者の残任期間の令和8年9月30日までとなります。

### 記

| 団体名等          | 名前及び役職            |                     |
|---------------|-------------------|---------------------|
|               | 解任                | 任命                  |
| 三重県<br>小中学校長会 | ほりうち ゆり<br>堀内 百合  | たけはな りつこ<br>竹花 律子   |
|               | 津市立高茶屋小学校長        | 津市立南立誠小学校長          |
| 三重県<br>小中学校長会 | おざき みつる<br>尾崎 充   | ごとう まさかず<br>後藤 正和   |
|               | 松阪市立殿町中学校長        | 松阪市立中部中学校長          |
| 三重県立<br>学校長会  | もり たけひと<br>森 健人   | やまもと はやと<br>山本 勇人   |
|               | 菰野高等学校長           | 石薬師高等学校長            |
| 三重県<br>児童相談所  | やまもと まもる<br>山本 衛  | やまもと たつや<br>山本 竜也   |
|               | 鈴鹿児童相談所長          | 中央児童相談所長            |
| 津地方法務局        | やました ひろし<br>山下 浩史 | おかだ たかゆき<br>岡田 貴幸   |
|               | 津地方法務局人権擁護課長      | 津地方法務局人権擁護課長        |
| 三重県警察         | いつき りゅうじ<br>居附 竜司 | はやし しんいち<br>林 伸一    |
|               | 生活安全部少年課長         | 生活安全部少年課長           |
| 教育委員会<br>事務局  | そうだ きよひろ<br>早田 清宏 | おのうえ しゅういち<br>尾上 修一 |
|               | 学校教育担当次長          | 学校教育担当次長            |

任期  
令和8年4月1日  
から  
令和8年9月30日  
まで

(委員名簿)

# 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期：令和8年4月1日～令和8年9月30日

|       | 団体名等                    | 委員名                 | 所属・役職等                | 新規 |
|-------|-------------------------|---------------------|-----------------------|----|
| 有識者   | 学識経験者                   | わたなべ けんじ<br>渡邊 賢二   | 皇學館大学特命教授             |    |
|       | 三重弁護士会                  | いとう まさあき<br>伊藤 正朗   | 南新町法律事務所<br>弁護士       |    |
|       | 三重県公認心理師会・<br>三重県臨床心理士会 | まつもと たくま<br>松本 拓磨   | 三重県臨床心理士会             |    |
| 学校    | 三重県<br>小中学校長会           | たけはな りつこ<br>竹花 律子   | 津市立<br>南立誠小学校長        | 新  |
|       | 三重県<br>小中学校長会           | ごとう まさかず<br>後藤 正和   | 松阪市立<br>中部中学校長        | 新  |
|       | 三重県立<br>学校長会            | やまもと はやと<br>山本 勇人   | 県立石薬師<br>高等学校長        | 新  |
|       | 三重県<br>私学協会             | つじ なるひさ<br>辻 成尚     | 桜丘中学校<br>・高等学校長       |    |
| 教育委員会 | 三重県<br>市町教育長会           | さわだ つよし<br>澤田 剛     | 伊賀市教育委員会<br>教育長       |    |
|       | 三重県<br>市町教育長会           | こばやし しんいち<br>小林 真一  | 多気町教育委員会<br>教育長       |    |
| 児相    | 三重県<br>児童相談所            | やまもと たつや<br>山本 竜也   | 中央児童相談所長              | 新  |
| 法務局   | 津地方法務局                  | おかだ たかゆき<br>岡田 貴幸   | 津地方法務局<br>人権擁護課長      | 新  |
| 警察    | 三重県警察                   | はやし しんいち<br>林 伸一    | 県警察本部<br>生活安全部少年課長    | 新  |
| 県     | 三重県<br>子ども・福祉部          | こん まさき<br>近 正樹      | 県子ども・福祉部<br>児童虐待対策総括監 |    |
|       | 教育委員会事務局                | おのうえ しゅういち<br>尾上 修一 | 県教育委員会事務局<br>学校教育担当次長 | 新  |

(参考)

- 1 根拠法令  
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項  
三重県いじめ問題対策連絡協議会条例  
（平成26年3月27日 三重県条例第6号）
- 2 委員数 15人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第3条）
- 3 任期 1年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第4条第2項）
- 4 設置日 平成26年7月1日

**いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)**

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

**三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)**

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。



報告 4

令和7年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について

令和7年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について、別紙のとおり報告する。

令和8年5月12日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



# 令和7年度全国高等学校選抜・選手権大会 上位成績一覧

## <団体>

| 成績 | 競技種目       | 種別    | 学校名              |
|----|------------|-------|------------------|
| 2位 | テニス        | 男子団体  | 四日市工業            |
| 2位 | スポーツクライミング | 男子学校別 | 近畿大学工業高等<br>専門学校 |
| 3位 | 弓道         | 男子団体  | 伊賀白鳳             |
| 5位 | ホッケー       | 女子団体  | 名張青峰             |

## <個人>

| 成績 | 競技種目       | 種別               | 氏名        | 学校名     |
|----|------------|------------------|-----------|---------|
| 優勝 | 弓道         | 女子弓道             | 西川 沙 絢    | 伊勢学園    |
| 2位 | 新体操        | 男子スティック          | 中 澤 陸     | 高 田     |
| 2位 | 少林寺拳法      | 女子自由組演武          | 安田 琴 音    | 四日市四郷   |
| 2位 | 少林寺拳法      | 女子自由組演武          | 安田 裕 音    | 四日市四郷   |
| 3位 | 体操         | 女子段違い平行棒         | 棟田 琳 音    | 暁       |
| 3位 | 新体操        | 男子リング            | 村 田 駿     | 高 田     |
| 3位 | 新体操        | 男子個人総合           | 中 澤 陸     | 高 田     |
| 3位 | 新体操        | 男子クラブ            | 中 澤 陸     | 高 田     |
| 3位 | 新体操        | 男子ロープ            | 中 澤 陸     | 高 田     |
| 3位 | テニス        | 男子シングルス          | 小野 倫 太 郎  | 四日市工業   |
| 3位 | ウエイトリフティング | 女子48kg級トータル      | 伊 阪 愛 里   | 鈴 鹿     |
| 3位 | ウエイトリフティング | 女子48kg級クリーン&ジャーク | 伊 阪 愛 里   | 鈴 鹿     |
| 3位 | ウエイトリフティング | 女子48kg級スナッチ      | 伊 阪 愛 里   | 鈴 鹿     |
| 3位 | ボクシング      | 女子ピン級            | 山 際 奏 媛   | 明 野     |
| 4位 | 新体操        | 男子個人総合           | 村 田 駿     | 高 田     |
| 4位 | 新体操        | 男子ロープ            | 村 田 駿     | 高 田     |
| 5位 | 体操         | 女子平均台            | 棟田 琳 音    | 暁       |
| 5位 | 新体操        | 男子スティック          | 村 田 駿     | 高 田     |
| 5位 | 新体操        | 男子クラブ            | 村 田 駿     | 高 田     |
| 5位 | レスリング      | 男子65kg級          | 山 野 大 輝   | いなべ総合学園 |
| 5位 | レスリング      | 男子125kg級         | 川 上 琉 翠 夢 | 朝 明     |
| 5位 | レスリング      | 男子125kg級         | 碓 徳 太 郎   | 松 阪 工 業 |
| 6位 | 新体操        | 男子リング            | 佐 川 玄 太   | 高 田     |
| 6位 | 弓道         | 女子個人             | 山 本 乃 々 華 | 伊 賀 白 鳳 |
| 7位 | 新体操        | 男子リング            | 中 澤 陸     | 高 田     |



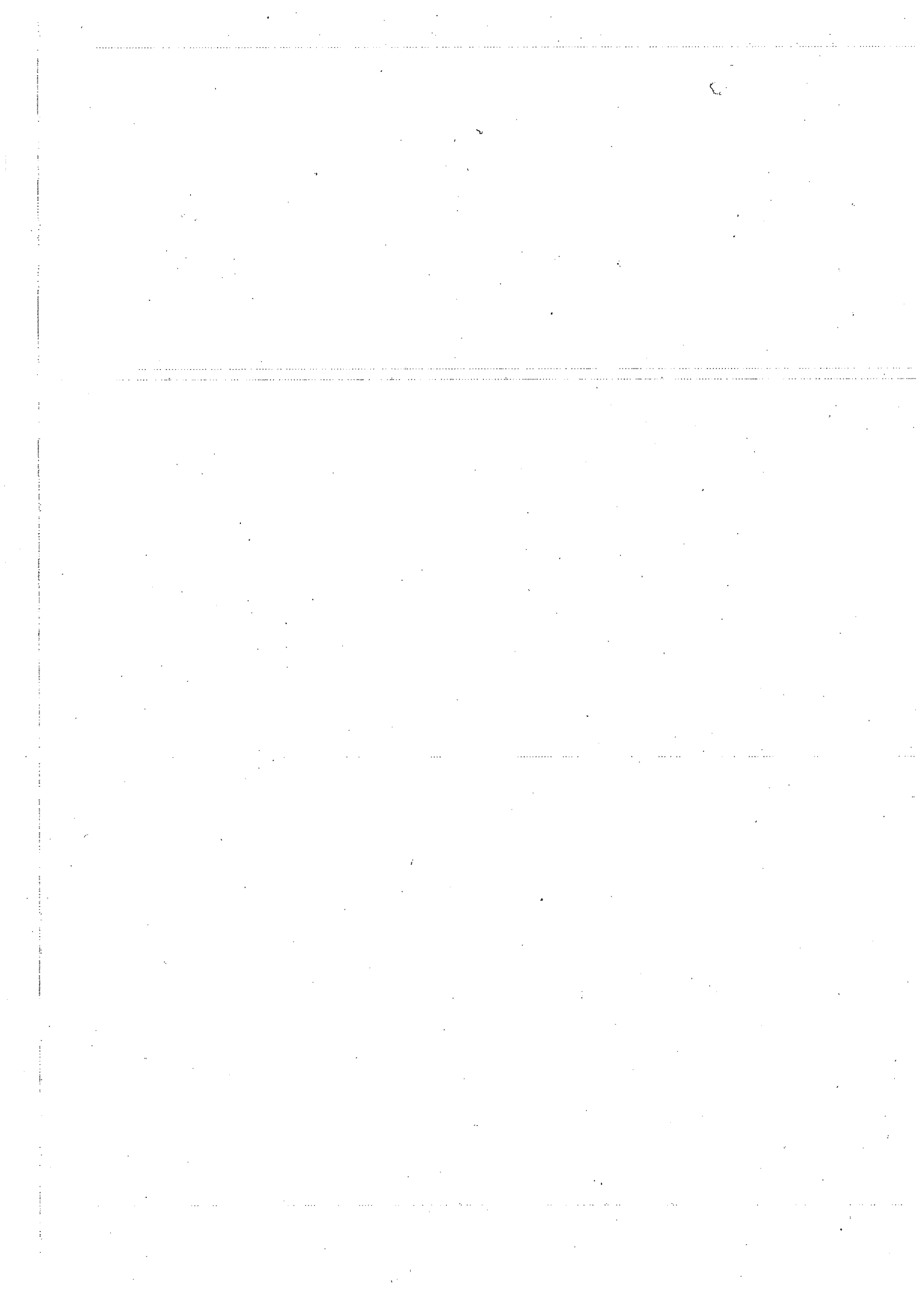
報告5

令和8年度第76回三重県高等学校総合体育大会の開催について

令和8年度第76回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。

令和8年5月12日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



## 令和8年度第76回三重県高等学校総合体育大会実施要項

- 1 主 催 三重県教育委員会、三重県高等学校体育連盟、三重県関係競技団体
- 2 主 管 三重県高等学校体育連盟当該専門部
- 3 後 援 公益財団法人三重県スポーツ協会
- 4 開催期日 令和8年5月29日(金)～5月31日(日)  
(ただし、一部種目は別日程にて開催。種目別競技日程一覧 参照)
- 5 開催場所 県内各地(種目別競技日程一覧 参照)
- 6 参加資格 三重県高等学校体育連盟に加盟している三重県内の高等学校の生徒及び別途参加を認めた生徒とする。
- 7 準備委員会 県高体連本部役員、県高体連各競技専門部
- 8 本 部 県立稲生高等学校内 高体連事務局 TEL:059-380-2500  
FAX:059-380-2501
- 9 記録報告 各専門部から本部に報告
- 10 採点方法 ①総合得点により、総合成績を決定する。  
②同点の場合は1位の数によって決定する。  
③種目別得点  
\*全種目において参加点(地区予選含む)1点を与える  
\*1位(11点)2位(9点)3位(7点)4位(6点)5位(5点)6位(4点)  
7位(3点)8位(2点)参加点1点(地区予選を含む)  
\*3・4位及び5・6・7・8位を決定しない場合は、それぞれの合計得点を等分する。  
\*冬季競技種目の得点については前年度の種目順位別得点とする。  
\*参加校が1校の場合の得点は参加点(1点)のみとする。  
\*部員不足に伴う合同チームの得点については、種目別得点を参加校数で等分する。(小数点第2位以下は切捨て、但し最低点を1点とする)  
\*学校の統廃合に伴う合同チームの得点については、各学校に種目別得点を与える。
- 11表 彰 総合成績全日制男女別、定通制男女別に総合優勝校に持ち回り優勝旗、優勝杯、優勝盾を授与し、全日制では6位まで、定通制では3位までに県教育委員会及び高体連から賞状と高体連から盾を授与する。  
期 日 令和8年7月14日(火)  
場 所 三重県総合文化センター 多目的ホール

令和8年度第76回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(全日制)

| 種目名           | 開催期日   | 会場  | 備考           |
|---------------|--|---|--------------|
| 1 陸上競技        | 5月29日(金)、30日(土)、31日(日)   | 三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場   | 雨天決行         |
| 2 水泳          | 6月20日(土)、21日(日)  | 水球：6/20 競泳：6/20、21 飛込：6/21<br>三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場   | 〃            |
| 3 体操          | 5月30日(土)、31日(日)  | 新体操：5/30 三重県営サンアリーナ<br>体操：5/30、31 三重県営サンアリーナ  | 〃            |
| 4 野球          | 4月11日(土)、12日(日)、18日(土)<br>19日(日)、25日(土)、26日(日)                           | 津市、松阪市、伊勢市 各野球場   | 春季大会を<br>充てる |
| 5 軟式野球        | 4月18日(土)、19日(日)、25日(土)、26日(日)、29日(水)<br>5月29日(金)                         | 4/18、19、25、26、29 石垣池公園野球場<br>5/29 トリウムオーシャンスタジアム  | 雨天順延         |
| 6 テニス         | 4月11日(土)、12日(日)、25日(土)、26日(日)、29日(水)<br>5月2日(土)、29日(金)、30日(土)、31日(日)     | 個人戦：4/11、12、25、26、29、5/2 各地区テニスコート、四日市テニスセンター<br>団体戦：5/29、30、31 四日市テニスセンター                                      | 雨天決行         |
| 7 ソフトテニス      | 5月29日(金)、30日(土)、31日(日)   | 個人戦：5/29、30 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場、伊勢市宮庭球場<br>団体戦：5/31 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場   | 雨天順延         |
| 8 卓球          | 4月18日(土)、19日(日)、25日(土)<br>5月2日(土)、5月30日(土)、5月31日(日)                      | 個人戦：4/18、19、25、5/2 三重交通G スポーツの杜 伊勢 他<br>団体戦：5/30、31 三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館   | 雨天決行         |
| 9 サッカー        | 5月2日(土)、9日(日)、10日(日)、16日(土)、17日(日)<br>23日(土)、24日(日)、29日(金)、30日(土)、31日(日) | 男子：5/2、9、16、23 県内各地 5/29、31 四日市市中央陸上競技場、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿<br>女子：5/10、17、23 県内各地 5/29 会場未定 5/30、31 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 | 〃            |
| 10 バレーボール     | 5月29日(金)、30日(土)、5月31日(日)   | 安濃中央総合公園内体育館 他  | 〃            |
| 11 バスケットボール   | 4月18日(土)、19日(日)、25日(土)、26日(日)、29日(水)<br>5月29日(金)、30日(土)、31日(日)           | 4/18、19、25、26、29 各地区高校体育館<br>5/29、30、31 AGF鈴鹿体育館、亀山高校、白子高校、稲生高校   | 〃            |
| 12 ソフトボール     | 5月30日(土)、5月31日(日)  | 男子：亀山市東野公園ソフトボール場<br>女子：熊野市山崎運動公園 くまのスタジアム 他  | 雨天順延         |
| 13 ハンドボール     | 5月29日(金)、30日(土)、31日(日)   | 5/29、30、31 相好アリーナ四日市<br>5/29 日精ハイウェイアリーナ  | 雨天決行         |
| 14 バドミントン     | 5月2日(土)、3日(日)、4日(日)、5日(火)<br>5月29日(金)、30日(土)、5月31日(日)                    | 個人戦：5/2、3、4、5 AGF鈴鹿体育館、三重交通Gスポーツの杜伊勢体育館<br>団体戦：5/29、30、31 三重県営サンアリーナ(サブ)  | 〃            |
| 15 ラグビー       | 5月16日(土)、24日(日)、29日(金)   | 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿   | 〃            |
| 16 相撲         | 5月30日(土)   | 宇治山田商業高校  | 〃            |
| 17 柔道         | 5月30日(土)、5月31日(日)  | ベルウイング武道交流館(名張市武道交流館)   | 〃            |
| 18 剣道         | 5月29日(金)、30日(土)、31日(日)   | 亀山市西野公園体育館  | 〃            |
| 19 弓道         | 4月18日(土)、19日(日)、25日(土)<br>5月30日(土)、31日(日)                                | 4/18、19、25 鈴鹿市武道館、神宮弓道場<br>5/30、31 鈴鹿市武道館   | 〃            |
| 20 登山         | 5月30日(土)、31日(日)  | 三重郡菟野町：朝明茶屋キャンプ場、朝明溪谷、釈迦ヶ岳周辺登山道   | 〃            |
| 21 ウエイトリフティング | 5月30日(土)、31日(日)  | 石桑師高校   | 〃            |
| 22 レスリング      | 5月22日(金)、23日(土)、24日(日)   | 朝明高校  | 〃            |
| 23 自転車競技      | 5月16日(土)、5月24日(日)、29日(金)   | トラック：5/16、5/24 松阪競輪場<br>ロード：5/29 伊坂ダム   | 〃            |
| 24 ヨット        | 5月30日(土)、5月31日(日)  | 伊勢湾海洋スポーツセンター(津ヨットハーバー)   | 雨天順延         |
| 25 ローイング      | 5月30日(土)、5月31日(日)  | 興伊勢湖漕艇場   | 雨天決行         |
| 26 フェンシング     | 5月30日(土)、31日(日)  | 個人戦：5/30、団体戦：5/31 海星高校  | 〃            |
| 27 ホッケー       | 実施無し   | -   | 〃            |
| 28 ボクシング      | 5月29日(金)、30日(土)、31日(日)   | 久居農林高校  | 〃            |
| 29 空手道        | 5月29日(金)、30日(土)、31日(日)   | 5/29 津市久居体育館、5/30、31 ヤマモリ体育館  | 〃            |
| 30 なぎなた       | 5月31日(日)   | 皇学館高校   | 〃            |
| 31 アーチェリー     | 5月23日(土)   | 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿   | 〃            |
| 32 カヌー        | 5月30日(土)   | 伊坂ダム  | 〃            |
| 33 スキー        | 10月、11月10日(日)、11日(月)   | 岐阜県ほおのき平スキー場  | 〃            |
| 34 ボウリング      | 5月24日(日)   | 未定  | 〃            |
| 35 ゴルフ        | 5月25日(月)、26日(火)  | 白山グレイジゴルフコース  | 〃            |
| 36 ライフル射撃     | 5月30日(土)   | 三重県営ライフル射撃場   | 〃            |
| 37 馬術         | 5月30日(土)   | 高田学苑 馬術競技場  | 〃            |

令和8年度第76回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(定通制)

| 種目名        | 開催期日             | 会場                    | 備考   |
|------------|------------------|-----------------------|------|
| 1 陸上競技     | 6月7日(日)          | 四日市市中央陸上競技場           | 雨天決行 |
| 2 軟式野球     | 実施無し             | -                     | -    |
| 3 ソフトテニス   | 5月17日(日)         | みえ夢学園高校               | 雨天順延 |
| 4 卓球       | 5月31日(日)         | 三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館別館 | 雨天決行 |
| 5 サッカー     | 5月31日(日)、6月7日(日) | 未定                    | 〃    |
| 6 バレーボール   | 6月7日(日)          | 久居農林高校 予定             | 〃    |
| 7 バスケットボール | 6月7日(日)          | 四日市高校                 | 〃    |
| 8 バドミントン   | 5月23日(土)         | 北星高校                  | 〃    |
| 9 柔道       | 5月30日(土)         | ベルウイング武道交流館(名張市武道交流館) | 〃    |

報告6

令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について

令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について、別紙のとおり報告する。

令和8年5月12日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



## 令和10年度全国高等学校総合体育大会 三重県実行委員会の設立について

### 1 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立

東海ブロック4県〔愛知県（幹事県）・静岡県・岐阜県・三重県〕を中心に開催される令和10年度全国高等学校総合体育大会の開催準備をより計画的に進めていくため、令和8年5月21日に「令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会」を設立します。

#### 【組織構成（案）】

会 長：三重県教育委員会教育長

副会長：三重県高等学校体育連盟会長

公益財団法人三重県スポーツ協会理事長

委 員：関係機関・団体役員、会場地市担当課長、県関係部局担当課長

監 事：県教育委員会事務局担当者、三重県高等学校体育連盟担当者

※ 別紙「三重県実行委員会委員名簿（案）」参照

※ 組織構成は、令和8年5月21日開催の設立総会において決定されます。

#### 【事務局】

三重県教育委員会事務局保健体育課

### 2 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会 設立総会及び第1回総会の開催

(1) 日時 令和8年5月21日（木）13時30分から14時30分まで

(2) 場所 プラザ洞津

(3) 審議事項

#### 【設立総会】

・三重県実行委員会会則（案）

・三重県実行委員会役員を選任（案）

#### 【第1回総会】

・三重県開催基本構想（案）

・三重県実行委員会令和8年度事業計画（案）

・三重県実行委員会令和8年度収支予算（案）

・高体連マーク等三重県取扱規程（案）

### 3 今後の対応

本大会の開催が、運動部活動の活性化と県全体のスポーツ推進及び本県の魅力発信に繋がるよう、教育関係機関・団体や会場地市、庁内関係部局等と連携を図るとともに、東海4県で調整・協議を行いながら、開催に向けて準備を進めてまいります。

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会 委員名簿(案)

| No. | 役職  | 名前    | 所属団体 役職                      |
|-----|-----|-------|------------------------------|
| 1   | 会長  | 長崎 禎和 | 三重県教育委員会 教育長                 |
| 2   | 副会長 | 奥田 隆行 | 三重県高等学校体育連盟 会長               |
| 3   | 副会長 | 木平 芳定 | 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長          |
| 4   | 委員  | 萬井 洋  | 三重県立学校長会 会長                  |
| 5   | 委員  | 西川 俊朗 | 三重県高等学校文化連盟 会長               |
| 6   | 委員  | 奥山 真司 | 三重県中学校体育連盟 会長                |
| 7   | 委員  | 宮本 真輝 | 三重県高等学校体育連盟 理事長              |
| 8   | 委員  | 野村 太郎 | 三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課 課長 |
| 9   | 委員  | 中村 央  | 三重県環境生活部私学課 課長               |
| 10  | 委員  | 釜瀬 俊之 | 四日市市シティプロモーション部 参事兼スポーツ課長    |
| 11  | 委員  | 谷本 教久 | 鈴鹿市文化スポーツ部スポーツ課 参事兼課長        |
| 12  | 委員  | 大西 康裕 | 津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課 課長        |
| 13  | 委員  | 三輪 亮介 | 伊勢市教育委員会事務局スポーツ課 副参事         |
| 14  | 委員  | 前田 嘉仁 | 志摩市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課 課長      |
| 15  | 監事  | 垣野由起子 | 三重県教育委員会事務局教育財務課 班長          |
| 16  | 監事  | 中村 篤紀 | 三重県高等学校体育連盟 副理事長             |

報告7

支払督促に係る訴えの提起の専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和8年三重県議会定例会6月定例会議へ報告するので、報告する。

令和8年5月12日提出

三重県教育委員会事務局  
教育財務課長



報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日

三重県知事 一見勝之

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行った。

| 区分    | 住所                         | 氏名                           | 専決年月日     |
|-------|----------------------------|------------------------------|-----------|
| 教育委員会 | 東京都羽村市栄町一丁目9番地6 リアライズ羽村421 | トモン メスタンサ セイコウ<br>ジョハン エマヌエル | 令和7年12月1日 |

## 訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

### 1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者は、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、令和5年11月に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、令和7年12月に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続※を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

その結果、令和8年1月23日に、相手方から分納を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

#### (※) 支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。

### 2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

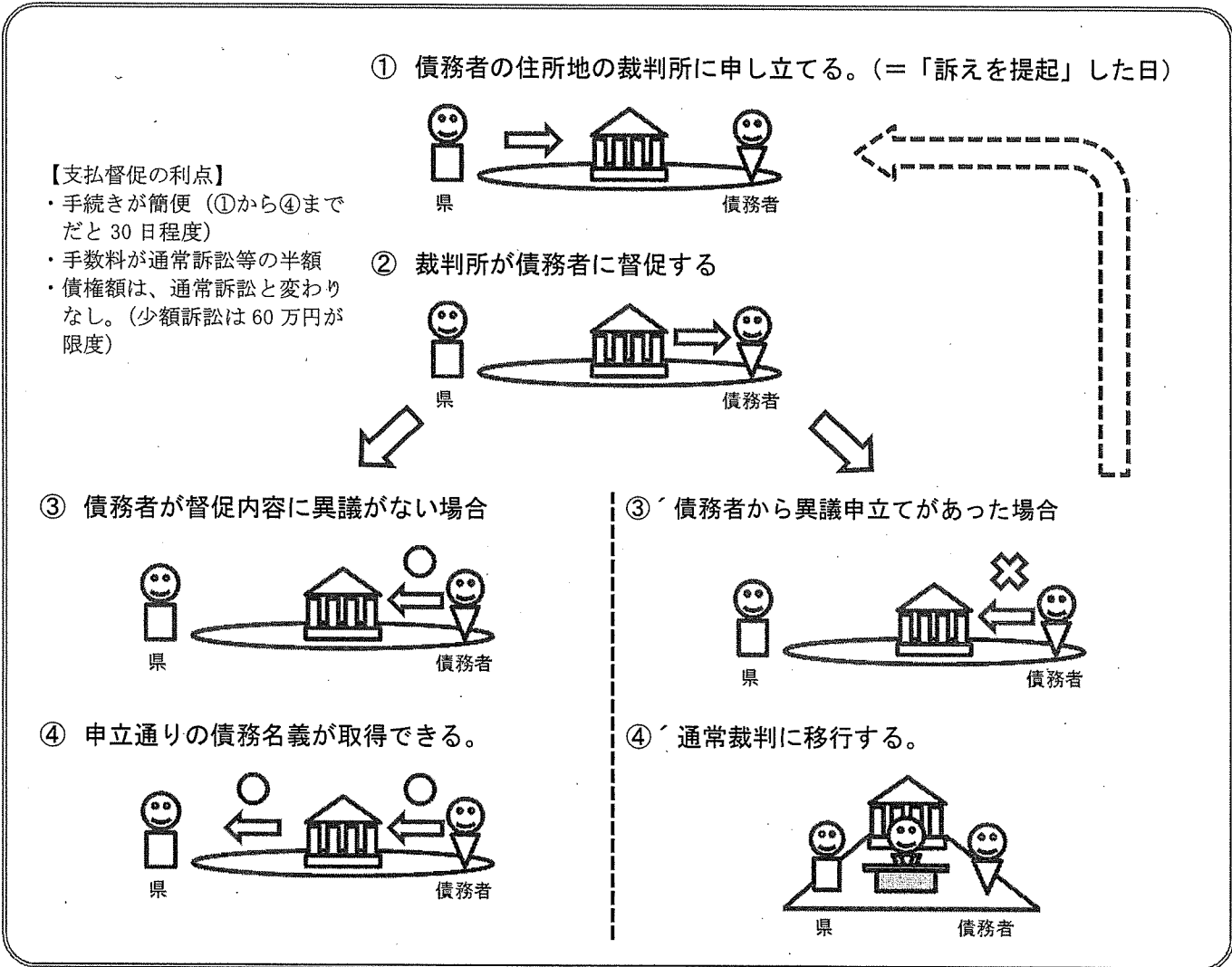
| 氏名                                   | 貸与期間            | 滞納金額     |
|--------------------------------------|-----------------|----------|
| トモン メスタ<br>ンサ セイコウ<br>ジョハン エマ<br>ヌエル | 平成28年4月～平成31年3月 | 781,000円 |

### 3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

# 支払督促制度の概要等

## 1 支払督促制度の概要



## 2 債権管理の取り組み

| 段階   | 対象（原則）            | 取組内容                |
|------|-------------------|---------------------|
| 第1段階 | 納期限までに納付しなかった者    | 文書督促（催告）、架電、自宅訪問    |
| 第2段階 | 第1段階で滞納解消に至らなかった者 | 債権回収会社等へ債権回収委託      |
| 第3段階 | 第2段階で滞納解消に至らなかった者 | 最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て |
| 第4段階 | 第3段階で債務名義を取得した者   | 強制執行による債権の回収        |

